

第2期 日野町いのちと生活を守るネットワーク計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない日野町の実現を目指して ～

令和6年3月

滋賀県日野町

はじめに

全国の自殺者数は平成 10 年以降、14 年連続して 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 18 年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げた自殺対策を総合的に推進されたこともあり、自殺者数の年次推移は減少傾向となりました。しかし、依然として毎年 2 万人を超える方が自殺により尊い命を亡くされており、近年では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化し、令和 2 年には 11 年ぶりに前年の自殺者総数を上回る事となり、令和 4 年には小中高生の自殺者数が過去最多となりました。

滋賀県では、平成 22 年度に「滋賀県自殺対策基本方針」を定め、平成 30 年度に策定した「滋賀県自殺対策計画」を令和 5 年度に改定し、市町や圏域における実践的な取り組みを支援する等の取り組みを推進しています。

当町においても、社会の変化に対応し、あらゆる立場の方々が取り残されることなく個性が尊重され、だれもが主人公になってまちづくりに参画し、ともに次世代の町を創っていくための取り組みを進めており、これまで積み重ねてきたコミュニティ活動等を進化させていくことで、さまざまな不安や生活困窮などの悩みを抱える方への支援の輪を広げ、「誰も自殺に追い込まれることのない日野町」の実現を目指してきました。

今回、平成 31 年 3 月に策定した「日野町いのちと生活を守るネットワーク計画」を改定し、町が実施している全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を精査することで、自殺を「個人の問題」とせず「防ぐことができる社会的な問題」と捉え、これからの取り組みに反映していきます。今後は、本計画に基づき関係機関や地域の皆さんと共に「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していきます。

町民の皆さんには、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

日野町長 堀江 和博

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 進行管理	2

第2章 自殺の現状

1 日本の自殺者数の推移	3
2 日野町の自殺をめぐる現状分析	5
1) 地域の自殺の特徴	5
① 自殺割合・自殺死亡率	5
② 年代別自殺状況	8
③ 有職者と無職者の自殺の内訳	9
④ 60歳以上の自殺の内訳	9
自殺死亡率とは	9
2) 自殺の原因（危機経路）	10
3) 現状分析のまとめ	12
4) 重点的に取り組む施策（重点施策）	12

第3章 基本施策

基本施策とは	13
ご存じですか『ゲートキーパー』	13
施策の体系	14
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	15
1) 地域における連携・ネットワークの強化	15
2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	18

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成と支援	2 1
1) さまざまな職種を対象とした研修の実施	2 1
2) 住民を対象とした研修による人材育成	2 2
3) 支援者への支援	2 2
基本施策3 住民への啓発と周知	2 4
1) 住民向け講演会や研修会、各種イベントでの啓発	2 4
2) 各種メディア媒体、掲示板等を活用した啓発活動	2 6
3) 地域や家庭と連携した情報の発信	2 6
基本施策4 生きることの促進要因への支援	2 7
1) 生きがいつくり、居場所づくり	2 7
2) 子育て支援（命の大切さを学ぶ）	3 1
3) 相談支援体制の充実	3 4
4) 自殺未遂者への支援	3 9
5) 遺された人への支援	3 9
基本施策5 SOSの発信と気付きに関する取り組み	4 0
1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の強化	4 0
2) 児童生徒からのSOSに対する受け皿の強化	4 1
3) 地域共生社会の推進	4 1

第4章 重点施策に関する取り組み

1) 高齢者への支援	4 2
2) 生活困窮者への支援	4 2
3) 勤務・経営に関わる支援	4 3
4) 女性に関わる支援	4 3
5) 子ども・若者に関わる支援	4 3

第5章 数値目標

自殺者数・自殺死亡率	4 4
人材育成	4 4
日野町くらし安心ひとづくり総合戦略の数値目標	4 5

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

第6次日野町総合計画（2021～2030）では、日野町の将来像を「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」と掲げ、5つの政策の柱に沿って進めています。

本計画の策定にあたって、総合計画の趣旨に基づき、社会の変化に的確に対応するとともに、全ての町民の個性が尊重され、だれひとり社会から孤立せず、そして、だれもが役割と生きがいをもってまちづくりに参画し、ともに活力ある“まち”を創っていかうという思いを込めています。

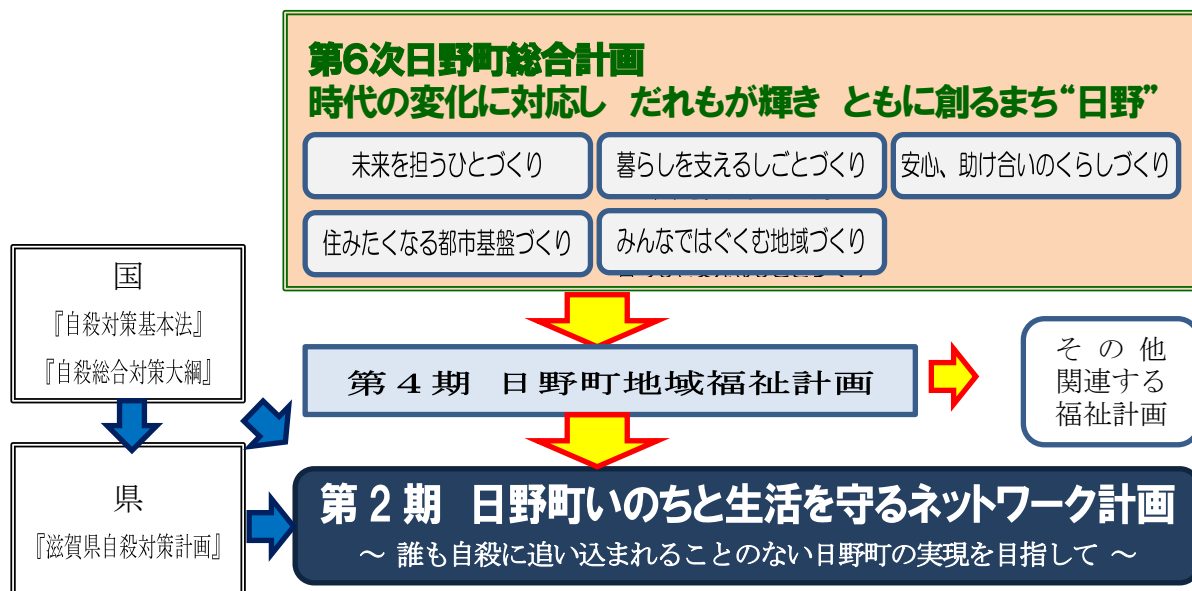
自殺対策は、人が自ら命を絶つという行為だけでなく、命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得る可能性があります。人と人そして地域がつながっていることで、そのリスク要因が軽減され、自殺を防ぐことができるはずです。

人と人、地域の絆を強めていく中で、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない日野町の実現」を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、第6次日野町総合計画を上位計画とし、「誰も自殺に追い込まれることのない日野町の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

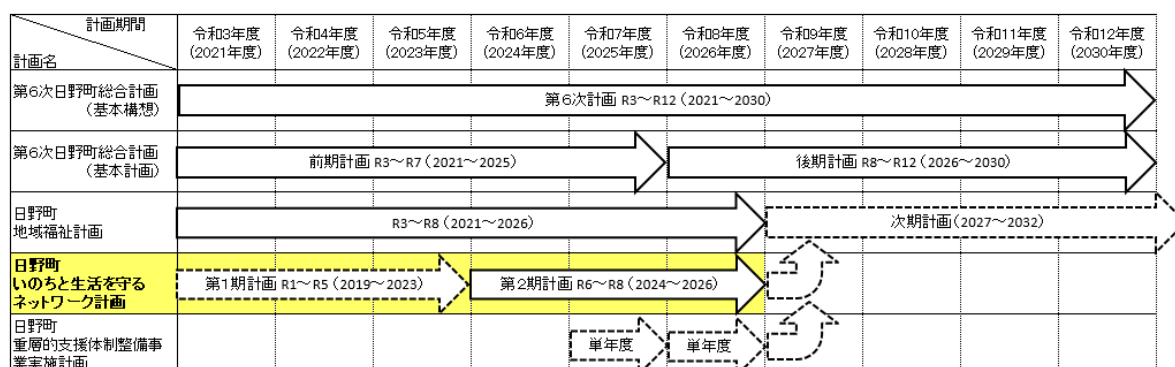


3 計画期間

自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であり、その背景には様々な社会的要因が含まれています。複雑化・複合化した課題を抱えている自殺念慮者や、その家族に対し、「生きることの包括的な支援」を実施することが求められています。

今後、自殺対策計画を推進していくにあたっては、地域の様々な関係機関等が連携できる支援体制の構築が必要であり、現在、町が取り組みを進めている「重層的支援体制の整備」の考え方と直結するものと考えます。

第1期計画は、国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱の改定にあわせ、5年計画としていたところですが、上記のことを踏まえ、今回改定する第2期計画については、令和6年(2024年)度から令和8年(2026年)度までの3年間を計画期間とし、令和9年(2027年)度以降については、「日野町重層的支援体制整備事業実施計画」とともに、「日野町地域福祉計画」に包含することで、一体的な取り組みとして推進していくこととします。



4 進行管理

令和6年(2024年)度から令和8年(2026年)度までの3年間については、「重層的支援体制整備事業実施計画(単年度計画)」の策定にあわせ、基本施策で掲げた各課の取り組みについての進捗状況を管理することとします。

また、令和9年(2027年)度以降については、本計画および「重層的支援体制整備事業実施計画」を「地域福祉計画」に包含する中で、新たな課題の整理を行いながら、関係機関の連携による質的な評価に努めていきます。

第2章 自殺の現状

1 日本の自殺者数の推移

わが国の自殺者数は、平成10年に急増して以降、14年連続して3万人を超える状況が続いていました。(図1-1)中でも平成15年は、警察庁で統計を取り始められた昭和53年以降で最多の3万4,427人が自殺で亡くなっておられます。平成22年以降は減少を続けてきましたが、令和2年から令和4年の3年間については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあり自殺者数が増加傾向にあります。

また、コロナ禍により自殺者が増加するまでは、平成15年をピークに自殺者数が減少傾向にありましたが、この期間においても小中高生の自殺者数は増加傾向にあります。(図1-2)

わが国では、毎年2万人を超える方々が自殺によって亡くなられている状況が続いており、国際的にみても自殺死亡率が高い水準となっています。(図1-3)

図1-1 自殺者数の推移(自殺統計)

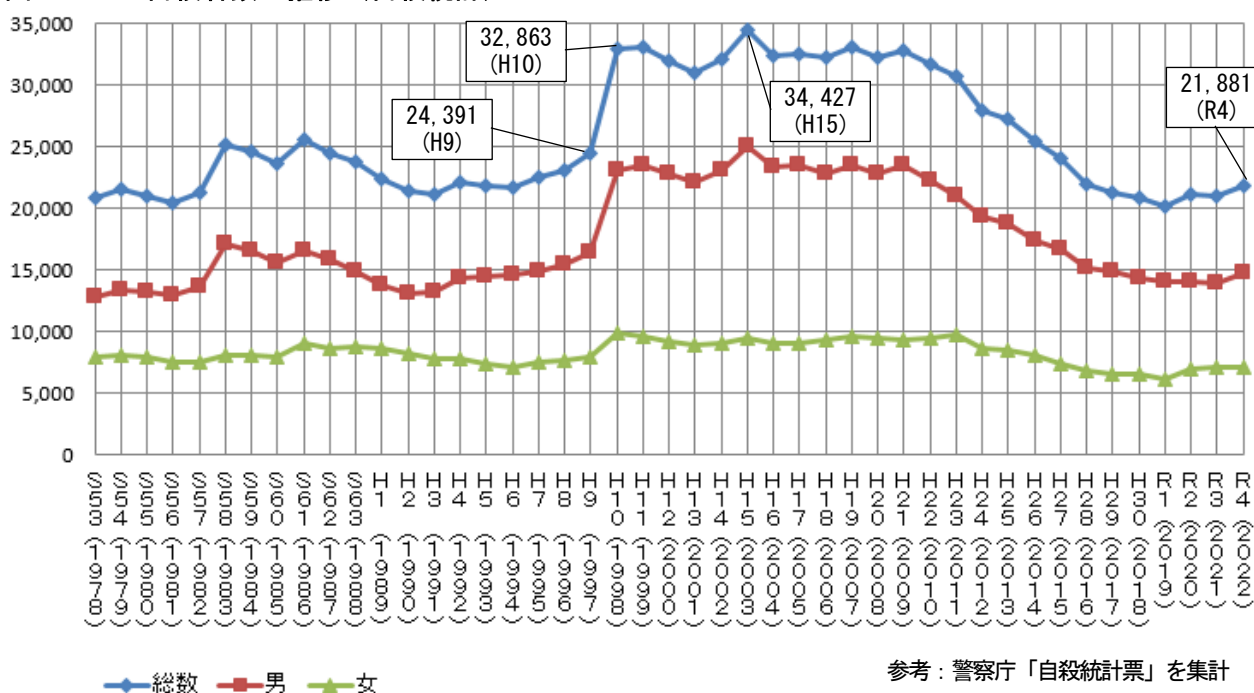
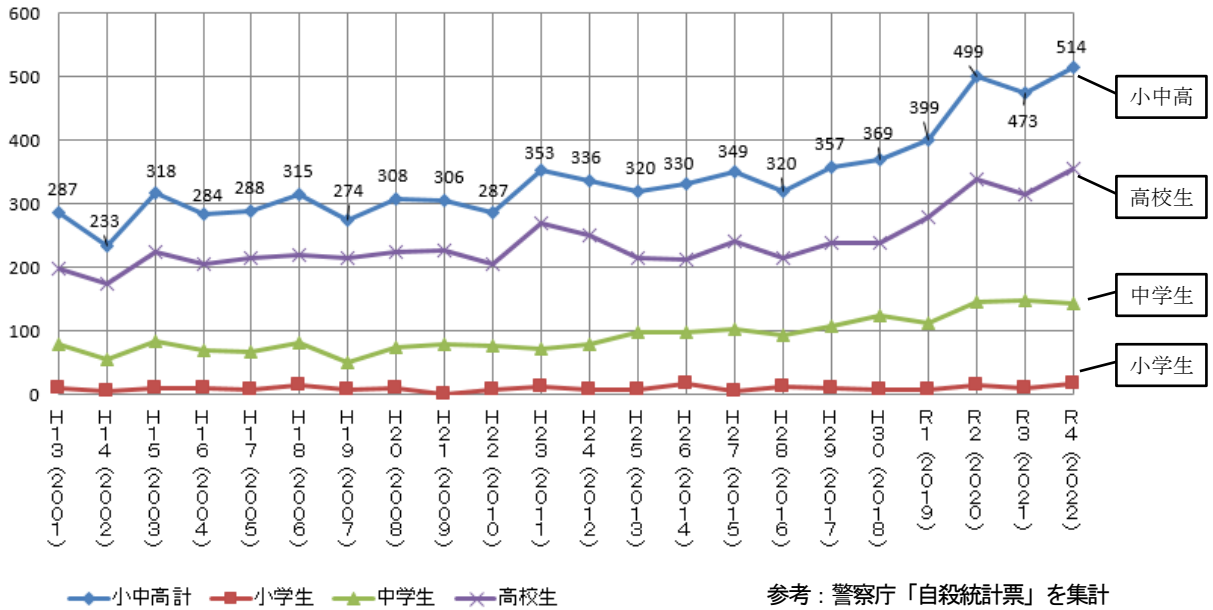
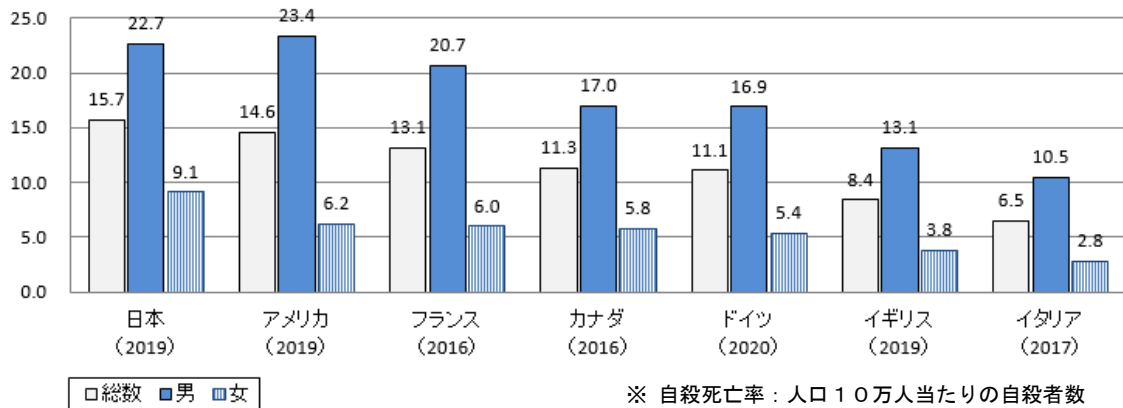


図 1-2 小中高生の自殺者の推移



令和 4 (2022) 年の小中高生の自殺者は過去最多の 514 人となりました。内訳は、小学生が 17 人、中学生が 143 人、高校生が 354 人で、高校生が 7 割を占めています。令和 2 年からの増加は、コロナ禍による影響も大きいと考えられますが、家族からの聞き取りや遺書をもとに一人につき 4 つまで計上された原因や動機（厚生労働省および警察庁のデータ）を確認すると、「学業不振」、「進路に関する悩み（入試以外）」、「病気の悩み・影響（その他の精神疾患）」、「学友との不和（いじめ以外）」、「うつ病の悩み・影響」、「親子関係の不和」の順で続いています。

図 1-3 先進国の自殺死亡率（※）



参考：世界保健機関資料（2022 年 2 月）から厚生労働省自殺対策推進室が作成したデータを集計

先進国（G7）の自殺死亡率をみると、総数では日本が 15.7 と 7 か国の中で最も高くなっています。男女別では、男性はアメリカに次いで 2 番目に高く、女性は日本が最も高くなっています。

2 日野町の自殺をめぐる現状分析

町の自殺実態に即した計画とするためにはデータの分析が必要となりますが、日野町の規模では1人の増減が数値に大きな影響をもたらし、正確な分析が困難となることから、全国と滋賀県のデータも用いることとしました。

なお、以下の図表作成や各項目の分析に際しては、厚生労働省の「人口動態統計」、警察庁の「自殺統計」、いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」と表示）の「地域自殺実態プロファイル」の数値を活用しています。

1) 地域の自殺の特徴

① 自殺割合・自殺死亡率

6頁の表1-1から表1-3は、平成30年から令和4年の5年間の全国、滋賀県、日野町の自殺の特徴を表したものです。

自殺者数を比較するだけでは人口差による影響が大きくなるため、「自殺死亡率」として人口10万人あたりの自殺者数も数値化して表示しています。日野町の人口を10万人とした場合の自殺者数（自殺死亡率）は22.40で、全国(16.40)、滋賀県(16.17)よりも大きな数値となっています。

自殺者数をみると、全国、滋賀県、日野町で順位は異なるものの、上位1番目から3番目は「男性60歳以上無職同居」、「男性40～59歳有職同居」、「女性60歳以上無職同居」と同じ傾向を示しています。

男性が上位を占める中、いずれの表にも「女性60歳以上無職同居」が含まれています。前頁図1-3「主要国の自殺死亡率」では、日本の女性の自殺死亡率が先進国の中で最も高くなっていることから、女性に対する支援の強化が必要と考えます。

また、前項図1-2では「小中高生の自殺の推移」を示しましたが、日本では10歳から29歳までの若い世代の死因順位の第1位が自殺となっており、学校を卒業後も“生きる支援”を推進していく必要があると考えます。

7頁の図2-1と図2-2では、上位5区分以外の区分も確認ができ、全国や滋賀県のデータと比較することで日野町の傾向が見えてきます。11頁の「生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例」を参考にすると、「同居・独居」ともに高い数値を示している「40～59歳有職者」男性は、「勤務・経営」に課題を抱えておられる可能性が考えられます。「有職・無職」ともに高い数値となっている「60歳以上同居」女性は、「介護疲れ」や「身体疾患」といった可能性が考えられます。

全国・滋賀県・日野町の自殺の特徴比較

表 1-1 全国 H30(2018)～R4(2022)の自殺者数合計 104,092 人（自殺死亡率 16.40）

上位 5 区分 注1)	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対) 注2)	背景にある主な自殺の危機経路 注3)
1 位：男性 60 歳以上無職同居	11,983	11.5%	28.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
2 位：男性 40～59 歳有職同居	10,359	10.0%	15.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位：女性 60 歳以上無職同居	9,007	8.7%	12.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位：男性 60 歳以上無職独居	7,575	7.3%	83.1	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来 生活への悲観→自殺
5 位：男性 20～39 歳有職同居	6,168	5.9%	15.7	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企 業）→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺

表 1-2 滋賀県 H30(2018)～R4(2022)の自殺者数合計 1,147 人（自殺死亡率 16.17）

上位 5 区分 注1)	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対) 注2)	背景にある主な自殺の危機経路 注3)
1 位：男性 40～59 歳有職同居	146	12.7%	19.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位：男性 60 歳以上無職同居	131	11.4%	26.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
3 位：女性 60 歳以上無職同居	108	9.4%	13.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位：男性 20～39 歳有職同居	85	7.4%	17.6	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企 業）→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
5 位：男性 60 歳以上無職独居	65	5.7%	88.2	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来 生活への悲観→自殺

表 1-3 日野町 H30(2018)～R4(2022)の自殺者数合計 24 人（自殺死亡率 22.40）

上位 5 区分 注1)	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対) 注2)	背景にある主な自殺の危機経路 注3)
1 位：男性 40～59 歳有職同居	4	16.7%	37.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位：女性 60 歳以上無職同居	4	16.7%	27.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位：男性 60 歳以上無職同居	3	12.5%	36.3	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
4 位：男性 40～59 歳有職独居	2	8.3%	111.8	配置転換（昇進／降格含む）→過労＋仕事の 失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
5 位：男性 20～39 歳有職独居	2	8.3%	73.4	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間 関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規 雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

数値 … 数値は警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」のもので、自殺日と住居地が根拠となっています。

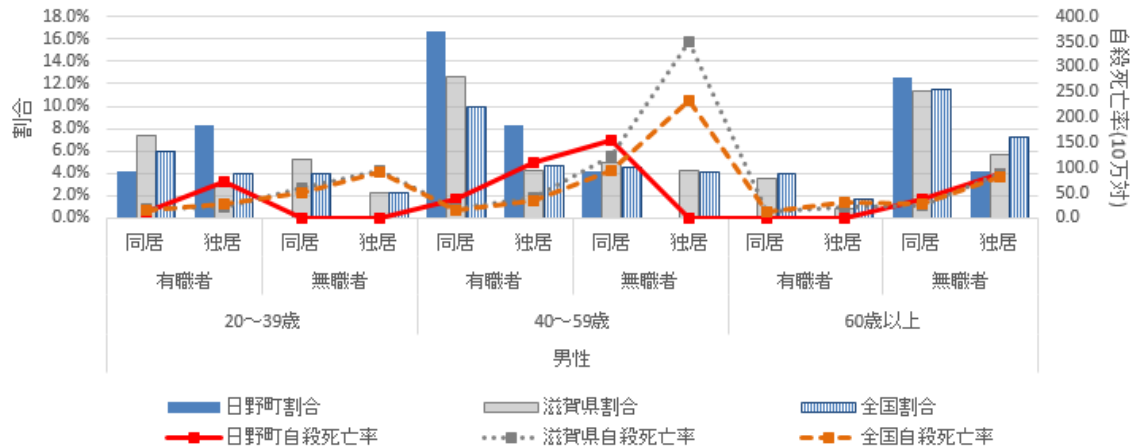
注 1 … 順位は自殺者の多さに基づいていますが、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっています。

注 2 … 自殺死亡率は、人口 10 万人あたりに読み替えた場合の自殺者数で、母数となる人口は総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計をもとに JSCP が推計したものです。
※ 自殺死亡率についての詳しい説明は 9 頁をご覧ください。

注 3 … 背景にある主な自殺の危機経路は、自殺実態白書 2013（ライフリンク（11 頁参照））を参考としたものです。自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことにご留意ください。

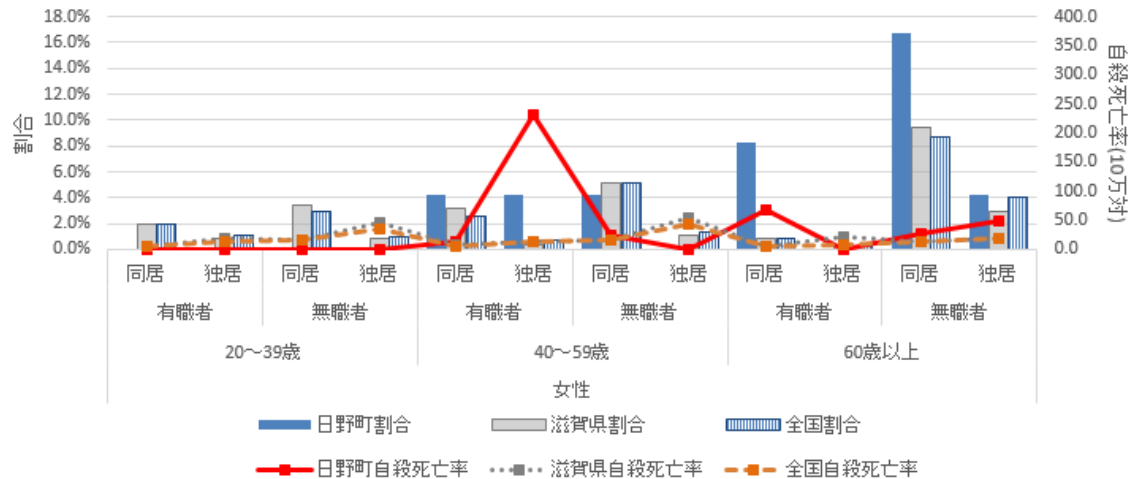
参考：JSCP「地域自殺実態プロフィール(2023)」

図2-1 【男性】地域の自殺の概要（特別集計：自殺日・住居地、2018～2022 合計）



	20～39歳				40～59歳				60歳以上			
	有職者		無職者		有職者		無職者		有職者		無職者	
	同居	独居	同居	独居	同居	独居	同居	独居	同居	独居	同居	独居
日野町割合	4.2%	8.3%	0.0%	0.0%	16.7%	8.3%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	4.2%
滋賀県割合	7.4%	2.8%	5.3%	2.2%	12.7%	4.3%	5.0%	4.2%	3.5%	0.8%	11.4%	5.7%
全国割合	5.9%	3.9%	4.0%	2.2%	10.0%	4.7%	4.6%	4.1%	3.9%	1.7%	11.5%	7.3%
日野町自殺死亡率	12.8	73.4	0.0	0.0	37.6	111.8	155.6	0.0	0.0	0.0	36.3	88.1
滋賀県自殺死亡率	17.6	22.0	59.4	95.8	19.2	39.6	121.4	351.1	11.0	20.4	26.1	88.2
全国自殺死亡率	15.7	27.9	50.9	90.0	15.9	36.1	95.6	233.6	12.0	30.3	28.1	83.1

図2-2 【女性】地域の自殺の概要（特別集計：自殺日・住居地、2018～2022 合計）



	20～39歳				40～59歳				60歳以上			
	有職者		無職者		有職者		無職者		有職者		無職者	
	同居	独居	同居	独居	同居	独居	同居	独居	同居	独居	同居	独居
日野町割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	4.2%	4.2%	0.0%	8.3%	0.0%	16.7%	4.2%
滋賀県割合	2.0%	0.9%	3.4%	0.8%	3.2%	0.4%	5.1%	1.1%	0.8%	0.4%	9.4%	2.9%
全国割合	1.9%	1.1%	2.9%	1.0%	2.6%	0.7%	5.2%	1.4%	0.8%	0.3%	8.7%	4.1%
日野町自殺死亡率	0.0	0.0	0.0	0.0	12.8	231.1	24.5	0.0	67.3	0.0	27.5	47.8
滋賀県自殺死亡率	6.1	17.8	15.8	46.4	7.5	13.5	15.0	53.8	6.2	20.7	13.3	19.2
全国自殺死亡率	6.3	12.7	15.8	35.9	6.3	13.0	16.5	43.6	5.5	7.7	12.6	20.2

※ 割合は男女をあわせた数値で表示しています。

参考：JSCP「地域自殺実態プロファイル(2023)」

② 年代別自殺状況

図3-1と図3-2は、年代別の自殺者割合と自殺死亡率のグラフです。このグラフと6頁の表1-3を比較するとさらに詳しい日野町の傾向が見えてきます。

日野町では、50歳代と80歳以上の男性、50歳代から70歳代の女性の自殺死亡率が、全国や滋賀県の自殺死亡率を大きく上回っています。

表1-3では国や県と比較をするため、「60歳以上無職同居の男性」をまとめて表示していましたが、日野町でこの区分に該当するのは80歳以上の方のみであることがわかります。

図3-1 【男性】年代別自殺者割合と自殺死亡率（10万対）

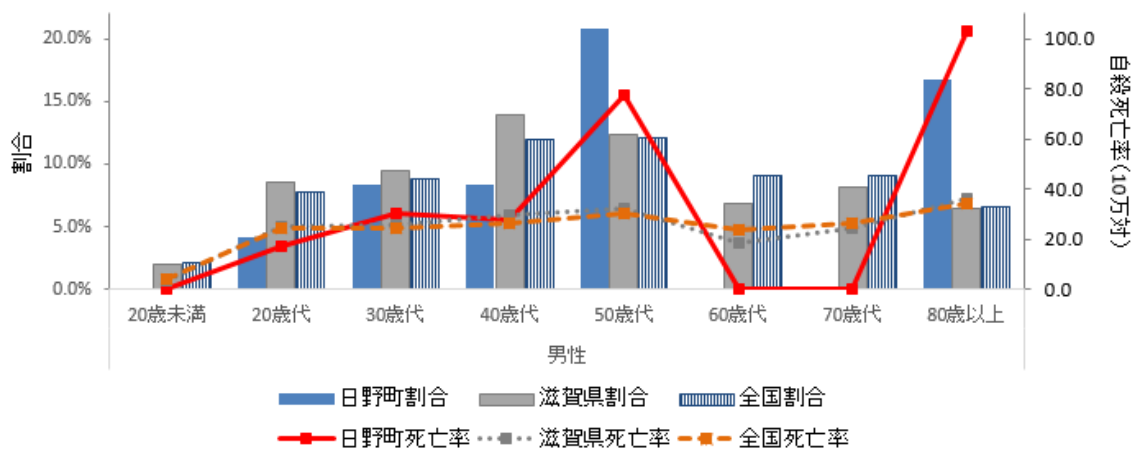
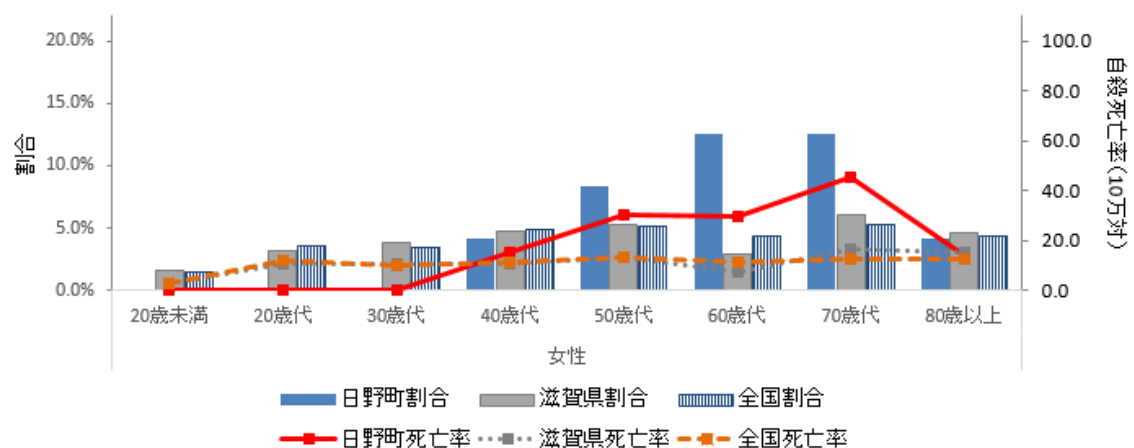


図3-2 【女性】年代別自殺者割合と自殺死亡率（10万対）



参考：JSCP「地域自殺実態プロファイル(2023)」

③ 有職者と無職者の自殺の内訳（2018～2022 年合計）

有職者と無職者の自殺の内訳をみると、全国と県では無職者の自殺の割合が高くなっているのに対し、日野町は有職者の自殺の割合の方が高くなっています。

職業	日野町		滋賀県		全国	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合	自殺者数	割合
有職	13	54.2%	457	40.1%	39,331	38.7%
無職	11	45.8%	682	59.9%	62,306	61.3%
合計	24	100.0%	1,139	100.0%	101,637	100.0%

参考：JSCP「地域自殺実態プロフィール(2023)」

④ 60 歳以上の自殺の内訳

男性、女性ともに「同居人あり」の自殺の割合が高くなっています。

同居人の有無		日野町				滋賀県				全国			
		自殺者数		割合		自殺者数		割合		自殺者数		割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	56	23	14.0%	5.8%	5,354	4,003	13.4%	10.0%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	63	29	15.8%	7.3%	5,951	3,374	14.9%	8.4%
	80歳以上	3	1	27.3%	9.1%	52	22	13.0%	5.5%	4,767	2,093	11.9%	5.2%
女性	60歳代	3	0	27.3%	0.0%	27	5	6.8%	1.3%	3,385	1,136	8.5%	2.8%
	70歳代	2	1	18.2%	9.1%	52	18	13.0%	4.5%	3,646	1,734	9.1%	4.3%
	80歳以上	1	0	9.1%	0.0%	38	15	9.5%	3.8%	2,798	1,702	7.0%	4.3%
合計		9	2	81.8%	18.2%	288	112	72.0%	28.0%	25,901	14,042	64.8%	35.2%
		11		100.0%		400		100.0%		39,943		100.0%	

参考：JSCP「地域自殺実態プロフィール(2023)」

【自殺死亡率とは】

- 都道府県、市町村ごとの人口の差が大きく、自殺者数だけで比較すると傾向を見誤ってしまいます。例えば、人口 50 万人の A 市で 100 人の自殺者がいて、人口 8 千人の B 町で 2 人の自殺者がいたとします。
- 単純に自殺者数だけで比較すると圧倒的に A 市の方が多いのですが、人口 10 万人あたりの自殺死亡率で比較すると、A 市の自殺死亡率は 20 人（ $100 \div 50 \text{万} \times 10 \text{万}$ ）、B 町は 25 人（ $2 \div 8 \text{千} \times 10 \text{万}$ ）となり、自殺死亡率は B 町の方が高いこととなります。
- 年齢等で区分する場合、例えば A 市の 20 歳代の人口が 5 万人で自殺者数が 15 人だった場合、自殺死亡率は 30 人（ $15 \div 5 \text{万} \times 10 \text{万}$ ）となり、A 市全体の自殺死亡率と比較して 20 歳代の比率が高いことがわかります。
- なお、6 頁の表 1-1 から表 1-3 は 5 年間の数値を表示しているため、各表の上部に括弧書きしている自殺死亡率は、「5 年間の自殺者数 \div 5 年間の総人口の合計 \times 10 万」で算出し、各区分についても 5 年間の合計で算出しています。

2) 自殺の原因（危機経路）

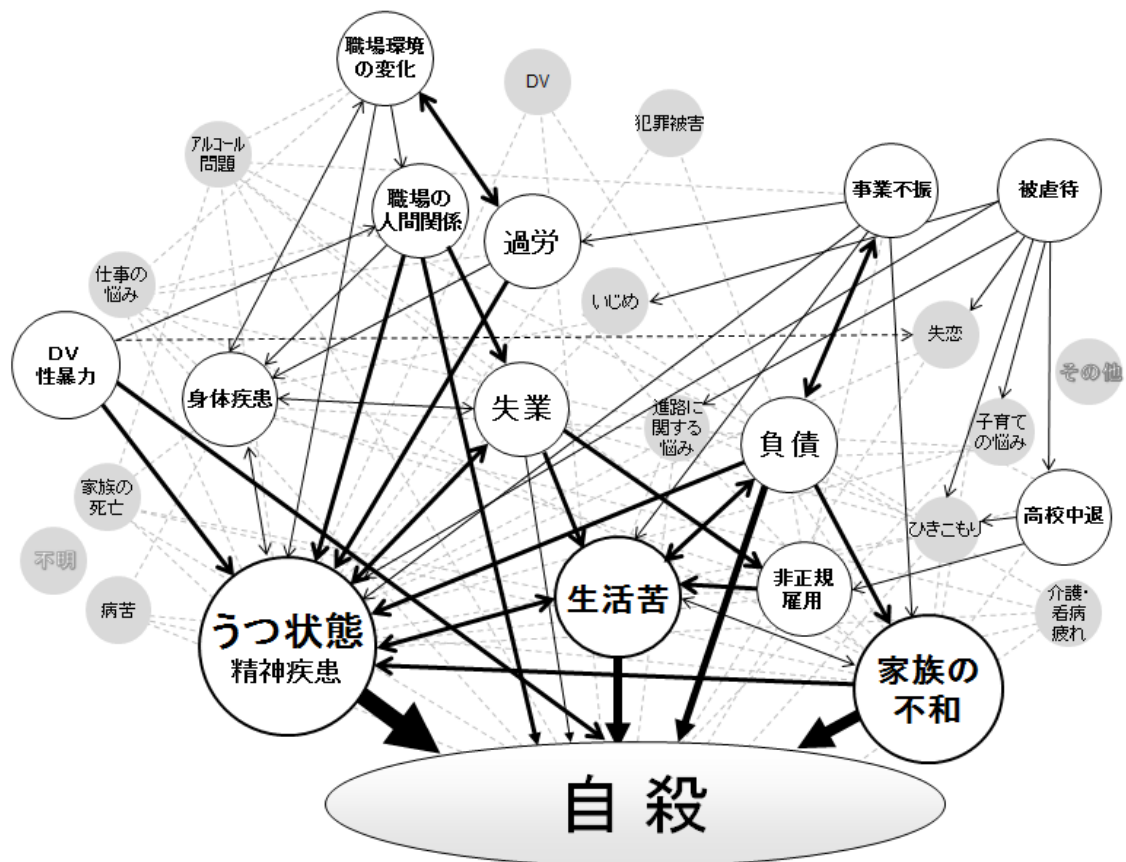
自殺の原因は単純ではなく、多くの場合、様々な要因が重なって自殺に至ると言われています。よって、自殺対策においては、自殺の直前の原因や動機のさらに背景にある様々な要因に対応することが求められます。

図4は、NPO法人自殺対策支援センター（ライフリンク）が行った自殺の実態調査から見てきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」で、円の大きさは要因の発生頻度を表しており、円が大きいほどその要因が抱えられた頻度が高いということになります。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いということになります。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態（精神疾患）」の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し連鎖していることがわかります。

なお、自殺で亡くなった人は、平均して4つの要因を抱えていたことがわかっています。

図4 「1,000人実態調査」から見てきた自殺の危機経路



出典：NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」

表2は、NPO法人ライフリンクの自殺実態白書2013を参考に、JSCPが作成された「生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例」で、6頁の表1-1から表1-3の危機経路もこの例を使用しています。

1,000人実態調査の中で見えてきた「生活状況別の自殺に多く見られる全国的な自殺の危機経路」であるため、自殺の原因や動機のさらに背景にある様々な要因としてとらえ、「生きるための包括的な支援」を検討する上での参考とします。

表2 生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例

生活状況				背景にある主な危機経路の例
男性	20~39歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40~59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺	
		独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺	
	無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺	
		独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺	
女性	20~39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→退職／復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40~59歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和+身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル(2023)」

3) 現状分析のまとめ

【日本の現状】

- ① 自殺者数は依然として毎年2万人超を推移しており、先進国の中でも高い水準に位置している。
- ② 男性の自殺者が大きな割合を占める状況は続いているが、先進国で比較すると女性の自殺者も高い水準に位置している。
- ③ コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっている。
- ④ 10歳から29歳までの若い世代の死因順位の第一位が自殺となっている。

【プロフィールから読み解く日野町の傾向】

- ① 高齢者の自殺リスクが高い。
- ② 40歳から59歳（特に50歳代）男性の自殺リスクが高い。
- ③ 50歳から70歳代の女性の自殺リスクが高い。

4) 重点的に取り組む施策

分析結果を踏まえ、次項からの基本施策では「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす施策と、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす施策に取り組み、『生きる支援』を推進していきます。

日野町が注意すべき傾向を「生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例」に照らし合わせると、高齢者は「生活苦や介護の悩み（疲れ）からの身体疾患」、50歳代の男性は「配置転換からの過労や失業による生活苦」、50歳から70歳代の女性は「介護疲れや身体疾患による悩み」等が「生きることの阻害要因」になっている可能性が高く、これらの要因を減らすとともに「生きることの促進要因」を増やしていくことが自殺予防につながっていくと考えられます。

これらのことを踏まえ、日野町では基本施策の中でも「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」、「女性」に対する支援を重点的に取り組む施策として位置づけるとともに、日野町の傾向としては現れていないものの、全国の状況および自殺総合対策大綱の内容を踏まえ、「子ども・若者への自殺対策の推進」も重点施策に加えることで、町全体として積極的に取り組んでいくこととします。

重点施策

『高齢者』に関する施策

『生活困窮者』に関する施策

『勤務・経営』に関する施策

『女性』に関する施策

『子ども・若者』に関する施策

第3章 基本施策

基本施策とは、地域において自殺対策を推進する上で、欠かすことのできない基盤的な取り組みのことをいい、その内容は個別相談等で直接的にかかわるものだけでなく、各種イベントやボランティア活動等による楽しみや生きがいつくり、居場所を通じた仲間づくり等、様々な分野にまたがるものとなります。

自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識のもと、危機に陥ってしまった人の心情や背景を理解し、困った時には誰かに援助を求められること、自殺を考えている人のサインに早く気付くこと、何より、人と人がつながりお互いさまの関係を築くことができる地域共生社会の実現を目指して、以下の5つの枠組みを基本施策とし、第6次日野町総合計画の施策と連動しながら『生きる支援（自殺対策）』を推進します。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成と支援

基本施策3 住民への啓発と周知

基本施策4 生きることの促進要因への支援

基本施策5 SOSの発信と気付きに関する取り組み

ご存じですか？

ゲートキーパー

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（困り事を抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

1人でも多くの人にゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

気づき

・家庭や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

・本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

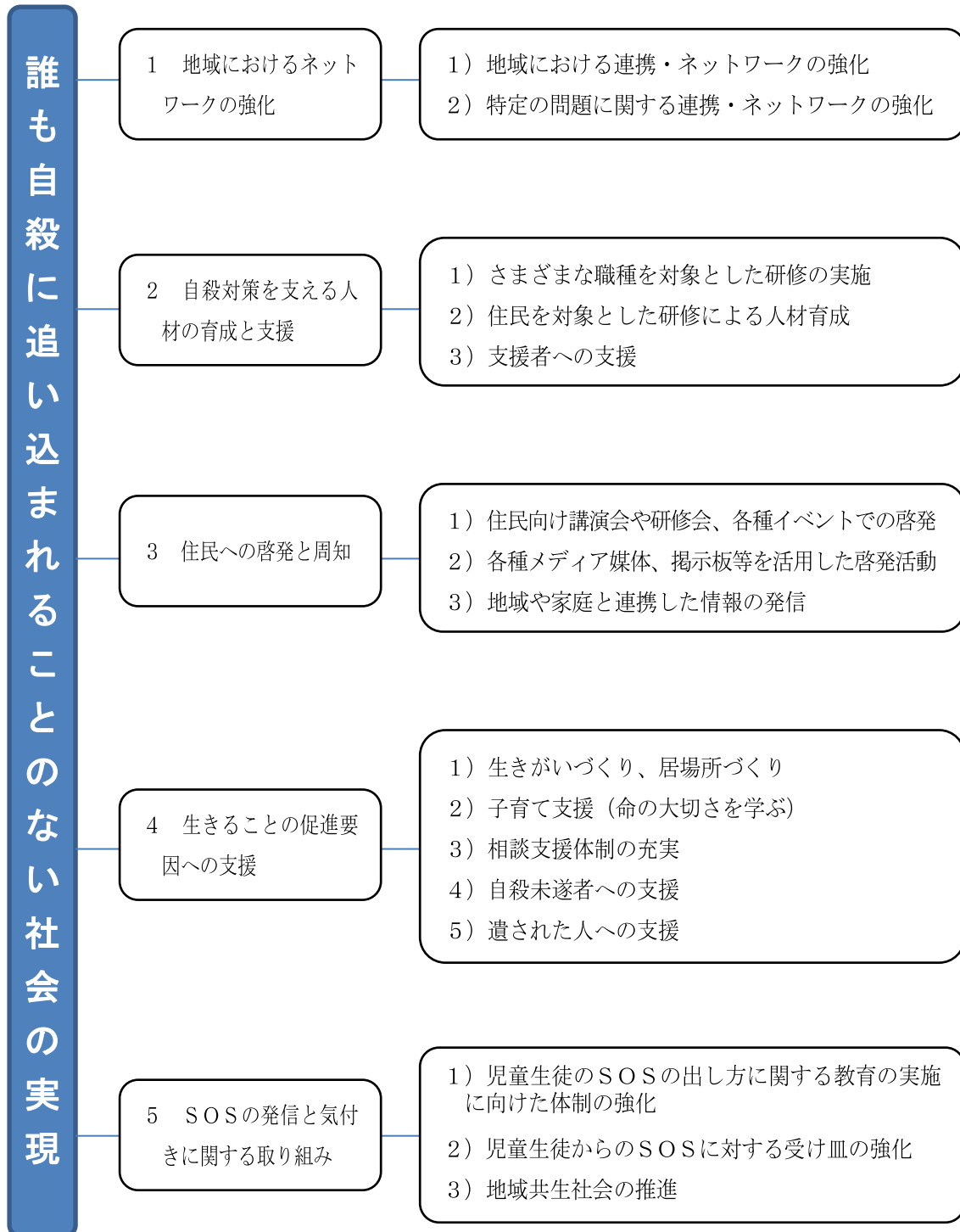
・早い段階で適切な相談先につなげる

見守り

・寄り添いながら、じっくり見守る

● 施策の体系

基本理念 基本施策



基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進していくためには、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要となります。

既存の団体や協議会の活動に自殺対策の観点も取り入れてもらえるよう働きかけることで、町全体で生きる支援についての共通認識を図ります。

1) 地域における連携・ネットワークの強化

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
防災施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生すると、生活環境の変化など様々な精神的ストレスが増大します。近年発生した災害の実態を踏まえ、防災計画の見直しを行うことで平時から有事に備えた対策に取り組みます。 消防団や防災士連絡会と連携し、災害等からいのちを守る研修を実施します。 防災士等が地域住民を対象に防災講座や研修を実施し、地域の防災力が向上するように支援します。 	総務課	3-1)
自治の力で輝くまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域での人と人とのつながりを育み、顔の見える関係のもと、住民が自ら暮らしやすい地域をつくるため、学びの機会や活動の支援を行います。 	企画振興課	3-1)
交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故は、加害者・被害者ともに様々な困難や問題に直面することになります。 交通事故を無くすことは、不幸の連鎖を防ぐことにつながるため、警察等とも連携し、交通安全教室や研修、啓発活動を行います。 	交通環境政策課	
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> 警察や各地区の自主防犯団体と連携し地域の見守り活動や啓発活動を推進します。 	交通環境政策課	
地域活動に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが役割と生きがいを持ち、互いに相談、支えあうことができる地域共生社会の実現を推進します。 地域で活動されている様々な団体やボランティアの方と連携し、必要な人に支援が届けられる体制づくりを進めます。 複雑、複合化した課題を抱える人や世帯を早期に発見し支援につなげられる仕組みづくりを進めるとともに、あらゆる資源を活用し、地域と連携しながら重層的に支援できる体制を整えます。 地域共生社会を推進するため、住民主体の支えあいの仕組みを構築できるよう、地域での話し合いを支援します。 	福祉保健課 社会福祉協議会	2-3)
こども家庭センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦のみなさんやこどもとその家庭が安心して生活を継続できるよう、児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。 妊娠期から子育て期まで、一体的な相談や支援を行うため、地域との連携を強化し、支援を必要とされる家庭を見落とさず、必要な支援を届けるための体制整備に努めます。 	子ども支援課 福祉保健課	1-2) 2-3) 4-2) 4-3)

居場所の支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂など、地域の中で同じ目的をもって活動されている方をつなぎ、共同でイベント等の実施や食材確保のできる仕組みを構築します。 居場所を利用する人が安心、安全に過ごしてもらえるよう、NPO等の団体を支援します。 サロンや居場所は、専門性を強化していくところと、属性を固定せず誰もが利用できる場所にわかれます。それぞれの役割や目的を把握することで、利用者が選択できる仕組みを検討します。 勇気をだして一步を踏み出した人と信頼関係を結び、新たな居場所へとつないでいける参加支援の仕組みを構築します。 課題を抱えている人が居場所での体験・経験を通じて、社会復帰していけるよう支援します。 	福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会	4-1)
高齢者の活動に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域で集まれる場があることは、高齢者が他者を頼るだけでなく、頼られる側の存在にもなりうることから、町内の単位老人クラブ及び日野町老人クラブ連合会の奉仕活動、生きがいきづくり、健康づくり充実のため補助を行います。 高齢者の働きがい、生きがいを促進するため、シルバー人材センターの運営を支援します。 	長寿福祉課 商工観光課 生涯学習課	4-1)
障がい者の活動に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業所や相談支援事業所等と連携し、重度の障がいがあっても地域で生活するための体制の整備を推進します。 障がい者が生きがいや働きがいをもち暮らせるように、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、就労支援や余暇支援に取り組めます。 	福祉保健課	4-1)
高齢者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が、生きがいを持ち、身近な人に相談し、互いに支えあうことが出来る環境を作ります。 地域共生社会の推進のため、住民主体の支えあいの仕組みを構築できるよう、地域での話し合いを支援します。 支援が必要な人に対し、社会福祉協議会や民生委員、老人クラブ等と連携して、多様な支援活動を行います。 社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点とし、高齢福祉に関するボランティアの育成・確保、活動にかかる情報発信を行います。 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス・生活支援サービスの充実を図ります。 	長寿福祉課	4-1)
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアとして参加することそのものが個人の生きがいにつながることから、社会福祉協議会のボランティアセンター機能を強化し、登録者と受け入れ先のマッチングを行います。 ボランティア活動を通じて、地域での気づき役、つなぎ役を担っていただけるよう働きかけます。 地域の中には、様々な部門でコーディネーター的役割を担っておられる方々がおられるため、その方たちが属性を超えて連携できる仕組みを構築します。 	福祉保健課 社会福祉協議会 生涯学習課 子ども支援課	2-3) 4-1)

<p>重層的支援体制の整備(地域づくり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人と人、人と地域がつながり支え合う取り組みが生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図ります。 ・対象者を限定せず、誰もが気軽に利用できる多世代・多属性での交流の場や居場所の確保を進めていきます。 ・分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながる中で、更なる展開を生みだしていく機会となるプラットフォームづくりを進めます。 	<p>福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会</p>	<p>4-1)</p>
<p>重層的支援体制の整備(包括的相談支援・多機関協働事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護、障がい、子育て、生活困窮など、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添える相談支援体制を構築します。 ・関係機関が目標や方向性を共有し、各分野の専門性を活かした役割を担うことで、複雑化・複合化した課題に対応していきます。 	<p>福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会</p>	<p>4-3)</p>
<p>重層的支援体制の整備(重層的支援会議・支援会議)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働による支援プランが適切かつ円滑に実施されるよう、重層的支援会議で関係機関の間での合意を図ります。 ・早期支援が必要にもかかわらず体制整備が進まない事案等については、必要に応じて支援会議を開催することで対応していきます。 ・個別ニーズに対応していく中で社会資源が不足していることを把握した場合には、地域課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組みを検討していきます。 	<p>福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会</p>	<p>1-2) 2-3)</p>

2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
子育て支援の推進	<p>【就学前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援連絡協議会において、就学前の取り組みについての連携を図ります。 構成団体：つどいのひろば「ぼけっと」（子ども支援課）、子育てサロン（各地区公民館）、地域子育て支援センター（わらべ保育園）、子育て・教育相談センター（学校教育課） つどいのひろば「ぼけっと」において、2時間以内の短時間の預かり「ちょこっと預かり保育」を実施します。 家庭教育支援の一環として、「マイナス1歳からの子育て講座」「就学前子育て講演会」などの機会を通じて、保護者に対する支援を継続します。 <p>【小学生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援の関係機関が、各小学校区に設置されている学童保育所（NPO）と連携することで、情報の共有を図ります。 <p>【ファミリーサポートセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員登録し、センターのアドバイザーが橋渡し役となって、会員同士が子育てを応援しあう場になっていることから、今後も継続実施できるよう支援します。 	子ども支援課 福祉保健課 学校教育課 生涯学習課	4-2)
児童虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであることから、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成人後も自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止や将来的な自殺リスクを抑えることに取り組み、児童の虐待防止を図ります。 	子ども支援課	4-2)
こども家庭センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦のみなさんや子どもとその家庭が安心して生活を継続できるよう、児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。 妊娠期から子育て期まで、一体的な相談や支援を行うため、地域との連携を強化し、支援を必要とされる家庭を見落とさず、必要な支援を届けるための体制整備に努めます。 	子ども支援課 福祉保健課	1-1) 2-3) 4-2) 4-3)
日野町フリースクール利用児童生徒支援補助金制度	<ul style="list-style-type: none"> 日野町内の不登校児童生徒の社会的自立を支援するとともに、通いの場を確保するため、不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクールを利用するために要する費用を月額 5,000 円まで（年額 60,000 円まで）を上限に補助します。 	学校教育課	4-1)
福祉サービス事業所との連携	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスや障害福祉サービス等に携わる職員に対し、生きる支援についての職員研修の実施や、利用者の生きがいや楽しみ等が増す取組みが実施できるよう支援します。 職員向けゲートキーパー養成研修の企画や実施を支援します。（自立支援協議会やサービス事業者連絡会、福祉圏域での連携による意識の共有） 	長寿福祉課 福祉保健課	2-1)

介護予防・健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の運動の機会、外出の機会促進のため、活動の場づくりや移動手段について、継続した支援を行います。 ・ボランティアや専門職に対し、高齢者の自立支援・生きがいづくりについての啓発を行うとともに、うつ病やアルコールへの依存等に早く気づき、対応できるよう研修等を実施します。 	長寿福祉課	4-1)
認知症施策	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関して早期に相談できるよう、チラシ・日野め〜等々で周知を行います。 ・認知症キャラバンメイトの活動を通じて、認知症について啓発活動を行うと共に、正しい知識をもち、認知症の人や家族を共に応援する「認知症サポーター」を養成します。 ・認知症の当事者やその家族、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換が行える場を設けることで、支援者相互の支えあいを推進します。 ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症キャラバンメイトの活動を支援します。 	長寿福祉課	2-3) 4-1)
高齢者総合相談	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域で望む暮らしができるよう、民生委員や関係機関との連携を深め、本人のやりがいや生きがいにつながる支援を推進します。 	長寿福祉課	4-3)
在宅医療介護連携	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の切れ目をなくし、住民が不安なく医療を受けられるよう、専門職間の連携を深めます。 ・住民が、不安なく医療を受け、在宅へ戻れるように、医療介護・福祉の関係者で話しあえる仕組み作りを推進します。 ・退院支援ルールの整備・普及の支援を行います。 	長寿福祉課 福祉保健課	4-1)
高齢者の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やその家族が、気軽に相談できるよう、相談窓口（長寿福祉課や地域包括支援センター）のPRを行います。 ・町内のサービス事業者の人材育成の支援として、会議の運営や、研修会の企画、または企画の支援を行います。 	長寿福祉課	4-1)
高齢者虐待防止・権利擁護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に相談につながるよう、専門職（介護支援専門員・サービス事業者等）や民生委員等に、虐待防止に関する啓発を行います。 	長寿福祉課	4-1)
社会福祉協議会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会は、地域福祉権利擁護事業や民生委員児童委員、各種ボランティア団体と密接な関係にあり、自殺対策と直結する事業も多いため、職員向けゲートキーパー研修を実施します。 ・各種相談対応において自殺対策の視点も加えることで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。 ・ボランティアセンターに加盟されている各種ボランティア団体の方々にも、ゲートキーパーの視点を含んだ研修を受講してもらうことで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。 	福祉保健課 社会福祉協議会	2-1) 2-2) 4-3)

地域生活支援ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい等から「生きにくさ」を感じている人も多いため、教育、福祉、医療等の関係機関が連携し、生涯を通じた一貫した支援を実施できるよう、体制の整備を進めます。 	福祉保健課 学校教育課	
重層的支援体制の整備（アウトリーチ等を通じた継続的支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱え必要な支援が届いていない人を把握し、必要な支援を届けるための体制を整備します。 ・各種会議や居場所等の活動を通じて、地域住民とのつながりを構築していく中で、ニーズを抱える相談者の把握に努めます。 ・本人と直接対面したり、継続的なかわりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行っていきます。 	福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会	4-3)
重層的支援体制の整備（参加支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする本人が抱える課題を踏まえ、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成します。 ・プランの作成にあたっては、受入先のアセスメントを行った上で、本人のニーズに沿った支援メニューのマッチングを行います。 	福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会	4-3)
重層的支援体制の整備（重層的支援会議・支援会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働による支援プランが適切かつ円滑に実施されるよう、重層的支援会議で関係機関の間での合意を図ります。 ・早期支援が必要にもかかわらず体制整備が進まない事案等については、必要に応じて支援会議を開催することで対応していきます。 ・個別ニーズに対応していく中で社会資源が不足していることを把握した場合には、地域課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組みを検討していきます。 	福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会	1-1) 2-3)

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成と支援

幅広い分野にわたって自殺対策の教育や研修等を実施することで、自殺対策に関わる人材の確保や資質の向上を図ります。

特に地域に密着した活動を実践されている方については、ゲートキーパーの役割を担っていただけるよう研修の機会を設けます。

1) さまざまな職種を対象とした研修の実施

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることができる人材の育成のため、職員研修を実施します。 	総務課 (役場全課)	4-3)
福祉サービス事業所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスや障害福祉サービス等に携わる職員に対し、生きる支援についての職員研修の実施や、利用者の生きがいや楽しみ等が増す取組みが実施できるよう支援します。 ・職員向けゲートキーパー養成研修の企画や実施を支援します。(自立支援協議会やサービス事業者連絡会、福祉圏域での連携による意識の共有) 	長寿福祉課 福祉保健課	1-2)
民生委員児童委員活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や児童委員は、地域で問題を抱えている人に気付き、適切な相談支援につなげる最初の窓口となるため、協議会での研修プログラムの中に、ゲートキーパー養成講座を取り入れてもらいます。 	福祉保健課 社会福祉協議会	4-3)
社会福祉協議会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会は、地域福祉権利擁護事業や民生委員児童委員、各種ボランティア団体と密接な関係にあり、自殺対策と直結する事業も多いため、職員向けゲートキーパー研修を実施します。 ・各種相談対応において自殺対策の視点も加えることで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。 ・ボランティアセンターに加盟されている各種ボランティア団体の方々にも、ゲートキーパーの視点を含んだ研修を受講してもらうことで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。 	福祉保健課 社会福祉協議会	1-2) 2-2) 4-3)
社会福祉事業所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・施設連絡協議会と連携し、生きる支援についての研修等に取り組みます。 	福祉保健課 長寿福祉課 社会福祉協議会	
健康づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康推進員の活動を通じて、地域の中で健康増進の取り組みが生きがいづくりにつながっていくよう支援していきます。 	福祉保健課	

2) 住民を対象とした研修による人材育成

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
社会福祉協議会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会は、地域福祉権利擁護事業や民生委員児童委員、各種ボランティア団体と密接な関係にあり、自殺対策と直結する事業も多いため、職員向けゲートキーパー研修を実施します。 ・各種相談対応において自殺対策の視点も加えることで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。 ・ボランティアセンターに加盟されている各種ボランティア団体の方々にも、ゲートキーパーの視点を含んだ研修を受講してもらうことで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。 	福祉保健課 社会福祉協議会	1-2) 2-1) 4-3)
出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが役割と生きがいを持てる地域共生社会の視点を出前講座のテーマに盛り込みます。 ・生きる支援に関連することがテーマとなる講座において、ゲートキーパーに関連する内容を盛り込むことで、自殺に関する基礎知識の普及啓発を図ります。 	福祉保健課	3-1)

3) 支援者への支援

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
職員のメンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が心身ともに健康で業務を遂行できるよう、ストレスチェックの実施やメンタルヘルス相談窓口の開設を行うことで、職員のメンタル不調の未然防止を図ります。 	総務課	
地域活動に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが役割と生きがいを持ち、互いに相談、支えあうことができる地域共生社会の実現を推進します。 ・地域で活動されている様々な団体やボランティアの方と連携し、必要な人に支援が届けられる体制づくりを進めます。 ・複雑、複合化した課題を抱える人や世帯を早期に発見し支援につなげられる仕組みづくりを進めるとともに、あらゆる資源を活用し、地域と連携しながら重層的に支援できる体制を整えます。 ・地域共生社会を推進するため、住民主体の支えあいの仕組みを構築できるよう、地域での話し合いを支援します。 	福祉保健課 社会福祉協議会	1-1)
こども家庭センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦のみなさんやこどもとその家庭が安心して生活を継続できるよう、児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。 ・妊娠期から子育て期まで、一体的な相談や支援を行うため、地域との連携を強化し、支援を必要とされる家庭を見落とさず、必要な支援を届けるための体制整備に努めます。 	子ども支援課 福祉保健課	1-1) 1-2) 4-2) 4-3)

ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとして参加することそのものが個人の生きがいにつながることから、社会福祉協議会のボランティアセンター機能を強化し、登録者と受け入れ先のマッチングを行います。 ・ボランティア活動を通じて、地域での気づき役、つなぎ役を担っていただけるよう働きかけます。 ・地域の中には、様々な部門でコーディネーター的役割を担っておられる方々がおられるため、その方たちが属性を超えて連携できる仕組みを構築します。 	福祉保健課 社会福祉協議会 生涯学習課 子ども支援課	1-1) 4-1)
家庭内における介護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域や町内のサービス事業者を通じ、家庭内などで主に介護を担う方の実情を把握し、ともに介護者支援に取り組めるよう環境を整えます。 	長寿福祉課	
認知症施策	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関して早期に相談できるよう、チラシ・日野め〜等で周知を行います。 ・認知症キャラバンメイトの活動を通じて、認知症について啓発活動を行うと共に、正しい知識をもち、認知症の人や家族を共に応援する「認知症サポーター」を養成します。 ・認知症の当事者やその家族、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換が行える場を設けることで、支援者相互の支えあいを推進します。 ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症キャラバンメイトの活動を支援します。 	長寿福祉課	1-2) 4-1)
重層的支援体制の整備(重層的支援会議・支援会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働による支援プランが適切かつ円滑に実施されるよう、重層的支援会議で関係機関の間での合意を図ります。 ・早期支援が必要にもかかわらず体制整備が進まない事案等については、必要に応じて支援会議を開催することで対応していきます。 ・個別ニーズに対応していく中で社会資源が不足していることを把握した場合には、地域課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組みを検討していきます。 	福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会	1-1) 1-2)

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めること、また、困りごとを抱えている人の存在に「気づき、思いに寄りそい、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門機関につなぎ、見守っていく」という自殺対策における一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を推進していきます。

1) 住民向け講演会や研修会、各種イベントでの啓発

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
防災施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生すると、生活環境の変化など様々な精神的ストレスが増大します。近年発生した災害の実態を踏まえ、防災計画の見直しを行うことで平時から有事に備えた対策に取り組みます。 消防団や防災士連絡会と連携し、災害等からいのちを守る研修を実施します。 防災士等が地域住民を対象に防災講座や研修を実施し、地域の防災力が向上するように支援します。 	総務課	1-1)
人権施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各地区人権啓発推進協議会等と連携し、あらゆる人権課題や身近な地域課題への取り組みを通して、全ての町民が安心・安全に暮らすことができ、一人ひとりの多様性を活かせる地域づくりに努めます。 	生涯学習課 企画振興課	
自治の力で輝くまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域での人と人とのつながりを育み、顔の見える関係のもと、住民が自ら暮らしやすい地域をつくるため、学びの機会や活動の支援を行います。 	企画振興課	1-1)
出前講座	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが役割と生きがいを持てる地域共生社会の視点を出前講座のテーマに盛り込みます。 生きる支援に関連することがテーマとなる講座において、ゲートキーパーに関連する内容を盛り込むことで、自殺に関する基礎知識の普及啓発を図ります。 	福祉保健課	2-2)
各種イベント等の実施、啓発	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の各種イベント(氏郷まつり等)、行事(成人式等)、啓発活動(社会を明るくする運動等)を通じて、人と人との交流や仲間づくりにつながるよう事業を実施します。 福祉のつどいを通じて、地域とのつながりやボランティアへの関心を高め、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進します。 	商工観光課 生涯学習課 企画振興課 福祉保健課	
SNSトラブルの防止	<ul style="list-style-type: none"> P T Aや生涯学習課等の関係機関と連携し、SNSトラブルに関する学習会を実施します。 外部講師を招き、スマホ教室等を開催し、SNSの危険性やいじめ等についての学習を深めます。 	学校教育課 生涯学習課	5-1)

子ども輝き人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の保育士・教職員が、年間2回の授業研究を実施し、6つの部会に分かれて課題別研究に取り組むことで、人権教育の推進を図ります。 ・いじめは児童・生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童・生徒の早期発見と対応に努め、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進します。 ・研修会などで、生きる支援に関するリーフレットや啓発カードを配布し、相談先の情報等を周知します。 ・地域への働きかけの場として実施している「子育て講演会」に、いのちを支える視点を取り入れた内容を盛り込むことで、自殺対策の推進を図ります。 	学校教育課 子ども支援課	5-1)
青少年育成地域活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域子どもたちは地域で育てる」を目的とし、夏休み期間中のラジオ体操等の活動を通じて、地域の大人と子どもたちのつながりを強化する取り組みを推進します。 	生涯学習課	
人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが役割と生きがいを持てる地域共生社会の視点を人権委員研修会や人権学習講座、ふれあい学習会等に反映できるように働きかけます。 	生涯学習課	
図書館の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、展示やリーフレットの配布を行うとともに、関連図書を紹介することで、住民に対する情報提供の場とします。 ・図書館の会議室等を開放できる日に、高齢者や若者が集まれる場として提供することで、地域のつながりや生きがいづくりを推進します。 	図書館	4-1)
健康推進相談事業 健康診査事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等を通して、健康づくりの取り組みが生きがいづくりにつながるよう支援します。 	福祉保健課	

2) 各種メディア媒体、掲示板等を活用した啓発活動

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
広報・ホームページ・日野めへの活用	・住民が地域の情報を知る上で最も身近な媒体であることから、自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）等の機会に啓発を行います。	福祉保健課	
公共施設等へのリーフレット設置による啓発	・自殺予防、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを作成します。 ・自殺対策強化月間（3月）や自殺予防週間（9月）には、自殺対策（生きる支援）に関する啓発ブースを設置します。	福祉保健課	

3) 地域や家庭と連携した情報の発信

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
ゴミ出し対策	・ゴミが出せなくなる背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等、様々な問題が潜んでいる可能性があります。独力でゴミ出しが困難な高齢者等への支援は、自殺のリスクを抱える住民へのアウトリーチ策となり得るため、情報のキャッチに努めます。	福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課	
分別回収・リサイクルの促進	・地域に密着した活動を展開されていることが多いため、可能な範囲で連携を図り、気づき役・つなぎ役を担っていただけるよう働きかけます。 ・持続可能な循環型社会をつくるための活動は、様々な分野での取組みに発展していることから、好事例を紹介する機会をつくる等により、やりがいのある地域のつながりづくりを推進します。	交通環境政策課 福祉保健課	
若者への就労支援	・新規学卒就職者セミナー等の研修時には、日野町のことを知ってもらうことや、コミュニケーションスキルの向上のほか、働きがい、やりがいをテーマに含んだ講義となるよう検討します。 ・若年者への就労支援は、重要な生きる支援でもあるため、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた者にも対応できるような支援体制を整えます。	商工観光課	
企業訪問	・企業内で、人権の尊重される「明るい職場づくり」を図れるよう、企業訪問を実施します。 ・訪問時、職場環境を整えることで働きがい・やりがいにつながる啓発活動に取組みます。	商工観光課 企画振興課 福祉保健課 生涯学習課	

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。

1) 生きがいくくり、居場所づくり

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
居場所の支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂など、地域の中で同じ目的をもって活動されている方をつなぎ、共同でイベント等の実施や食材確保のできる仕組みを構築します。 居場所を利用する人が安心、安全に過ごしてもらえるよう、NPO等の団体を支援します。 サロンや居場所は、専門性を強化していくところと、属性を固定せず誰もが利用できる場所にわかれます。それぞれの役割や目的を把握することで、利用者が選択できる仕組みを検討します。 勇気をだして一步を踏み出した人と信頼関係を結び、新たな居場所へとつないでいける参加支援の仕組みを構築します。 課題を抱えている人が居場所での体験・経験を通じて、社会復帰していけるよう支援します。 	福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会	1-1)
高齢者の活動に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域で集まれる場があることは、高齢者が他者を頼るだけでなく、頼られる側の存在にもなりうることから、町内の単位老人クラブ及び日野町老人クラブ連合会の奉仕活動、生きがいくくり、健康づくり充実のため補助を行います。 高齢者の働きがい、生きがいを促進するため、シルバー人材センターの運営を支援します。 	長寿福祉課 商工観光課 生涯学習課	1-1)
障がい者の活動に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業所や相談支援事業所等と連携し、重度の障がいがあっても地域で生活できるための体制整備を推進します。 障がい者が生きがいや働きがいもち暮らせるように、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、就労支援や余暇支援に取り組めます。 	福祉保健課	1-1)
介護予防・健康増進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の運動の機会、外出の機会促進のため、活動の場づくりや移動手段について、継続した支援を行います。 ボランティアや専門職に対し、高齢者の自立支援・生きがいくくりについての啓発を行うとともに、うつ病やアルコールへの依存等に早く気づき、対応できるよう研修等を実施します。 	長寿福祉課	1-2)

認知症施策	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関して早期に相談できるよう、チラシ・日野め〜等で周知を行います。 ・認知症キャラバンメイトの活動を通じて、認知症について啓発活動を行うと共に、正しい知識を持ち、認知症の人や家族を共に応援する「認知症サポーター」を養成します。 ・認知症の当事者やその家族、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換が行える場を設けることで、支援者相互の支えあいを推進します。 ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症キャラバンメイトの活動を支援します。 	長寿福祉課	1-2) 2-3)
在宅医療介護連携	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の切れ目をなくし、住民が不安なく医療を受けられるよう、専門職間の連携を深めます。 ・住民が、不安なく医療を受け、在宅へ戻れるように、医療介護・福祉の関係者で話しあえる仕組み作りを推進します。 ・退院支援ルールの整備・普及の支援を行います。 	長寿福祉課 福祉保健課	1-2)
高齢者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、生きがいを持ち、身近な人に相談し、互いに支えあうことが出来る環境を作ります。 ・地域共生社会の推進のため、住民主体の支えあいの仕組みを構築できるよう、地域での話し合いを支援します。 ・支援が必要な人に対し、社会福祉協議会や民生委員、老人クラブ等と連携して、多様な支援活動を行います。 ・社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点とし、高齢福祉に関するボランティアの育成・確保、活動にかかる情報発信を行います。 ・介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス・生活支援サービスの充実を図ります。 	長寿福祉課	1-1)
高齢者の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やその家族が、気軽に相談できるよう、相談窓口（長寿福祉課や地域包括支援センター）のPRを行います。 ・町内のサービス事業者の人材育成の支援として、会議の運営や、研修会の企画、または企画の支援を行います。 	長寿福祉課	1-2)
高齢者虐待防止・権利擁護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に相談につながるよう、専門職（介護支援専門員・サービス事業者等）や民生委員等に、虐待防止に関する啓発を行います。 	長寿福祉課	1-2)
チョイソコひの運行（実証実験運行中）	<ul style="list-style-type: none"> ・希望の停留所に送り届ける予約制の乗り合いサービス「チョイソコひの」を運行することで、運転免許証を返納された方等が気軽に買い物等に出かけられる体制を整えます。 	交通環境政策課	

地域農業推進の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、農業従事者の減少により、非農家等が田や畑の管理を担っていくケースが想定される。地域の農家、非農家が協力できるような話し合いの場の設定をはじめ、定年退職者等のやりがい創出につながるような取り組みを支援します。 	農林課	
Positive な行動支援で笑顔輝く学校づくり	<p>【包括的な生徒指導】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 自分でできる力を高める 2) 友だち同士で支える力をつける 3) 教員や専門家がチームで支援する <p>【だれもが行きたくなる学校づくり】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 異校種、異年齢交流等を通じたサポート活動 2) 社会的なスキルを身につける学習 3) グループで協力して学習に取り組む活動 4) よい行為の習慣をつくる継続的な教育活動 <p>【誰一人取り残さない取組み】</p> <p>長期欠席が続く児童生徒には、別室登校や適応指導教室等も活用し、誰一人取り残さない学校づくり、地域づくりに取り組みます。</p>	学校教育課	
日野町フリースクール利用児童生徒支援補助金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・日野町内の不登校児童生徒の社会的自立を支援するとともに、通いの場を確保するため、不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクールを利用するために要する費用を月額 5,000 円まで（年額 60,000 円まで）を上限に補助します。 	学校教育課	1 - 2)
青少年体験活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年体験活動として実施する各種事業を通じて、やりがい、生きがい、達成感、連帯感を感じてもらえる機会とします。 ・事業実施にあたっては、子どもたちが体験したことを、自宅に戻って保護者と共有しやすいような工夫も取り入れていきます。 	生涯学習課	
文化振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カルチャー教室等の異年齢で集える場合は、地域住民同士が助け合える環境を構築する上での貴重な機会となるため、各種団体等と連携し、地域のつながりや生きがいづくりを推進します。 	生涯学習課	
スポーツ振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親子や多世代で参加できる事業のほか、地域でのつながりや交流を深められるスポーツ活動を実施します。 	生涯学習課	
図書館の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、展示やリーフレットの配布を行うとともに、関連図書を紹介することで、住民に対する情報提供の場とします。 ・図書館の会議室等を開放できる日に、高齢者や若者が集まれる場として提供することで、地域のつながりや生きがいづくりを推進します。 	図書館	3 - 1)

ふれあいいきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居場所として、地域での仲間づくりや趣味の活動を支援するとともに、地域の誰もが参加できる居場所、多世代が交流できる居場所に発展していくよう取組みを進めます。 	福祉保健課 長寿福祉課 社会福祉協議会	
障がい者施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立の促進と生活改善、身体機能の維持向上を図ることを目的とし、各種相談とともにサービスについての補助や支給決定を行います。 	福祉保健課	4-3)
社会的事業所運営助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的事業所は、自立生活が可能となる最低賃金を保障し、障がいのある人自身が生活の主体として豊かな生活を実現するため、また、障がいのある人とない人が対等な立場で一緒に働ける職場となっていることから、運営についての助成を行います。 ・事業に携わる職員と連携し、問題の早期発見・早期対応を図ります。 	福祉保健課	4-3)
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとして参加することそのものが個人の生きがいにつながることから、社会福祉協議会のボランティアセンター機能を強化し、登録者と受け入れ先のマッチングを行います。 ・ボランティア活動を通じて、地域での気づき役、つなぎ役を担っていただけるよう働きかけます。 ・地域の中には、様々な部門でコーディネーター的役割を担っておられる方々がおられるため、その方たちが属性を超えて連携できる仕組みを構築します。 	福祉保健課 社会福祉協議会 生涯学習課 子ども支援課	1-1) 2-3)
重層的支援体制の整備(地域づくり)	<ul style="list-style-type: none"> ・人と人、人と地域がつながり支え合う取り組みが生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図ります。 ・対象者を限定せず、誰もが気軽に利用できる多世代・多属性での交流の場や居場所の確保を進めていきます。 ・分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながる中で、更なる展開を生みだしていく機会となるプラットフォームづくりを進めます。 	福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会	1-1)

2) 子育て支援（命の大切さを学ぶ）

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
こども家庭センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦のみなさんやこどもとその家庭が安心して生活を継続できるよう、児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。 ・妊娠期から子育て期まで、一体的な相談や支援を行うため、地域との連携を強化し、支援を必要とされる家庭を見落とさず、必要な支援を届けるための体制整備に努めます。 	子ども支援課 福祉保健課	1-1) 1-2) 2-3) 4-3)
子育て支援の推進	<p>【就学前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援連絡協議会において、就学前の取り組みについての連携を図ります。 構成団体：つどいのひろば「ぼけっと」（子ども支援課）、子育てサロン（各地区公民館）、地域子育て支援センター（わらべ保育園）、子育て・教育相談センター（学校教育課） ・つどいのひろば「ぼけっと」において、2時間以内の短時間の預かり「ちょこっと預かり保育」を実施します。 ・家庭教育支援の一環として、「マイナス1歳からの子育て講座」「就学前子育て講演会」などの機会を通じて、保護者に対する支援を継続します。 <p>【小学生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の関係機関が、各小学校区に設置されている学童保育所（NPO）と連携することで、情報の共有を図ります。 <p>【ファミリーサポートセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員登録し、センターのアドバイザーが橋渡し役となって、会員同士が子育てを応援しあう場になっていることから、今後も継続実施できるよう支援します。 	子ども支援課 福祉保健課 学校教育課 生涯学習課	1-2)
遊びの広場	<p>【ぼけっと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産師・管理栄養士・保健師が、授乳や栄養、健康に関する相談に応じるとともに、保護者同士の情報交換もできる場となっていることから、今後も継続して実施します。 <p>【親子ふれすて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子一緒に様々な遊びを楽しみながら、子育ての心配事がある時にはサポーターに相談できる場となっていることから、今後も継続して実施します。 <p>【おもちゃ図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会のボランティアの見守りの中、たくさんの木のおもちゃで遊べ、おもちゃを借りることもできるため、保護者や子育ての先輩が連携できる場となっていることから、今後も継続して実施できるよう支援します。 	福祉保健課 子ども支援課 生涯学習課	

児童手当支給事業	・家庭等の生活の安定に寄与するため、児童手当を支給します。	子ども支援課	
児童虐待防止対策	・子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであることから、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。 ・被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成人後も自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止や将来的な自殺リスクを抑えることに取り組み、児童の虐待防止を図ります。	子ども支援課	1-2)
子育て女性の就労支援	・子育て中の女性が安心して就労できるよう支援します。	商工観光課 子ども支援課	
不登校親の会	・学校に行きづらいお子さんがいる保護者の方へのサポートの1つとして月に1回開催しています。 ・子どもとのかかわり方や、学校との関係性等、同じ悩みを共有したり相談したりする機会が少なく、一人で抱え込んでおられる保護者もおられます。親の会に参加され、同じ立場でコミュニケーションをとることで、新たな気付きや精神の安定につながっています。	学校教育課	4-3)
奨学資金の貸付	・経済的な事由で高等学校および大学等への進学を断念することがないように、就学に必要な費用の一部について貸与を行います。 ・奨学金を必要とされている方に情報が届くよう、学校を通じて啓発活動を行います。	学校教育課	
支援員等の配置	【学習支援員の配置】 ・規則正しい生活習慣を身につけることや、学習態度への支援が必要な児童生徒に対して重点的に指導を行うため、小中学校に学習支援員を配置します。 【小学校スクーリング・ケアサポーターの派遣】 ・行き渋り対策（適応しにくい子への支援）としてスクーリング・ケアサポーターを派遣し、学級担任などと連携して児童や保護者に対してカウンセリング的に話を聞くことで、児童が少しでも多く学校に通えるよう支援し、児童が登校した場合には、その児童にあった学習支援を行います。 【スクールカウンセラーの配置】 ・小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が抱える悩みを解消する場を設定することで、SOSを出せる機会とします。 【中学校35人学級対応加配教員の配置】 ・中学校において、35人学級対応とするため加配教員を配置します。 ・生徒の様子から早期に問題をキャッチし、適切な支援につながるよう努めます。	学校教育課	4-3) 5-1)
就学援助事業	・就学に関して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えていたりする可能性があります。相談時の保護者との応対で、家庭状況に関することも聞き取ることで、自殺リスクを早期に発見し、早期支援につなげます。	学校教育課	4-3)

特別支援教育就学奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため学用品費等を支給し修学奨励を行います。(学用品費、修学旅行費、給食費等の負担) ・保護者との相談時、家庭状況に関する聞き取りの中で、問題や悩みを抱えていることを察知した際には、適切な支援につなげます。 	学校教育課	
修学旅行助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の負担を軽減するため、修学旅行に必要な費用の一部について補助を行います。 	学校教育課	
子育て学習活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の保護者から相談があった場合等、関係機関と連携し、危機状態に陥る前に家庭問題等の把握を行った上で対応します。 ・子育て支援を推進することで、児童虐待の未然防止を図ります。 	生涯学習課	
障がい児の長期休暇や放課後活動の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児学童や、長期休暇中のサマースクール等は、子どもたちの放課後活動等を保障するとともに、保護者支援の役割も担っており、子どもたちが安心・安全に過ごせ、保護者も安心して預けることができるよう支援していきます。 	福祉保健課	4-3)
早期療育(児童発達支援)事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の成長や発達に心配のある子どもが日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、子どもの状態や環境に応じて指導や訓練を行います。 ・子どもの養育者が、子どもを理解することを通じて子どもの発達を促し、地域の中で子どもとともに生活していくことを考え実践していけるよう取り組みます。 	福祉保健課	4-3)
母子保健相談事業 乳幼児健診事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から就学前までの間、母子健康手帳の発行や健診等を通じて各種相談に応じます。 ・保護者等の悩みをキャッチした時は、関係機関と連携し、適切な相談先につなげられる体制をつくります。 	福祉保健課	4-3)

3) 相談支援体制の充実

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
職員研修の実施	・悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることができる人材の育成のため、職員研修を実施します。	総務課 (役場全課)	2-1)
納税相談	・納税相談では、生活面での深刻な問題や困難な状況を把握する可能性が高いため、相談を「生きることへの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要な支援につなげられるよう、他課との連携を図ります。	税務課	
福祉医療費助成事業	・社会的、経済的に弱い立場にある者について、医療を受ける際の医療費負担軽減を図ります。	住民課	
消費生活相談	・架空請求等の相談があった場合、家庭状況等を聞き取ることで、家庭内の問題が発覚した際には適切な支援につなげます。 ・多重債務等、生活困窮に関する相談があった場合、軽減できる方法を伝えられるよう、関係機関と連携して対応します。	交通環境政策課	
こども家庭センターの運営	・妊産婦のみなさんや子どもとその家庭が安心して生活を継続できるよう、児童福祉と母子保健が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。 ・妊娠期から子育て期まで、一体的な相談や支援を行うため、地域との連携を強化し、支援を必要とされる家庭を見落とさず、必要な支援を届けるための体制整備に努めます。	子ども支援課 福祉保健課	1-1) 1-2) 2-3) 4-2)
介護保険料徴収業務	・徴収業務を通じた生活実態の聞き取りから、生活困窮等の困りを早期発見し、適切な支援につなぎます。	長寿福祉課	
高齢者総合相談	・高齢者が地域で望む暮らしができるよう、民生委員や関係機関との連携を深め、本人のやりがいや生きがいにつながる支援を推進します。	長寿福祉課	1-2)
就労支援	・就労支援は重要な生きる支援でもあるため、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた者にも対応できるような支援体制を整えます。	商工観光課 福祉保健課	
水道料金等徴収業務	・ライフラインである上下水道の徴収業務は、生活困窮を含めた生活上の課題に早期に気付くことができるため、自殺リスクを察知した際に適切な支援につなげられるよう、他課との連携を図ります。	上下水道課	
農業担い手育成	・農業経営改善計画等の策定に関する助言や、各種補助の紹介等において、経営に関する深刻な悩み事等を察知した際には、必要な支援につなげられるよう、他課との連携を図ります。	農林課	
公営住宅の管理	・家賃滞納者は生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、相談があった場合には「生きることへの包括的な支援」のきっかけと捉え、適切な支援につなげられるよう他課との連携を図ります。	建設計画課	

不登校親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に行きづらいお子さんがいる保護者の方へのサポートの1つとして月に1回開催しています。 ・子どもとのかかわり方や、学校との関係性等、同じ悩みを共有したり相談したりする機会が少なく、一人で抱え込んでおられる保護者もおられます。親の会に参加され、同じ立場でコミュニケーションをとることで、新たな気付きや精神の安定につながっています。 	学校教育課	4-2)
学力向上の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮等、様々な課題を抱えた児童・生徒およびその保護者等は自殺リスクを抱えている可能性が高いです。将来、希望する進路に進学・就職できるよう、夏休みや放課後など学校の授業以外の時間に、学生ボランティア等が参加費の負担なしで学力向上の取り組みを行います。 (学習支援、小学生放課後子ども教室、中学生地域未来塾) 	学校教育課 少年センター	
子育て・教育相談センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒および保護者の悩みに子育て・教育相談センターの専門家が対応すること等により、子育てをはじめとする様々な相談から、家庭が直面している問題に早期に気づき、必要な支援につなげます。(カウンセリング、校園巡回相談、ことばの教室、相談会、検査の実施) 	学校教育課	
支援員等の配置	<p>【学習支援員の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活習慣を身につけることや、学習態度への支援が必要な児童生徒に対して重点的に指導を行うため、小中学校に学習支援員を配置します。 <p>【小学校スクーリング・ケアサポーターの派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行き渋り対策(適応しにくい子への支援)としてスクーリング・ケアサポーターを派遣し、学級担任などと連携して児童や保護者に対してカウンセリング的に話を聞くことで、児童が少しでも多く学校に通えるよう支援し、児童が登校した場合には、その児童にあった学習支援を行います。 <p>【スクールカウンセラーの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が抱える悩みを解消する場を設定することで、SOSを出せる機会とします。 <p>【中学校35人学級対応加配教員の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校において、35人学級対応とするため加配教員を配置します。 ・生徒の様子から早期に問題をキャッチし、適切な支援につながるよう努めます。 	学校教育課	4-2) 5-1)
就学援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就学に関して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えていたりする可能性があります。相談時の保護者との対応で、家庭状況に関することも聞き取ることで、自殺リスクを早期に発見し、早期支援につなげます。 	学校教育課	4-2)

いじめ対策	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちに対して、いじめ等に関するアンケートを実施することで早期発見、早期支援に努めます。 子どもの思いや悩みを聞く場として、教師と子ども1対1の対面相談(5分~10分程度)の場を設定します。 	学校教育課	5-1)
民生委員児童委員活動事業	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や児童委員は、地域で問題を抱えている人に気付き、適切な相談支援につなげる最初の窓口となるため、協議会での研修プログラムの中に、ゲートキーパー養成講座を取り入れてもらいます。 	福祉保健課 社会福祉協議会	2-1)
社会福祉協議会の活動	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会は、地域福祉権利擁護事業や民生委員児童委員、各種ボランティア団体と密接な関係にあり、自殺対策と直結する事業も多いため、職員向けゲートキーパー研修を実施します。 各種相談対応において自殺対策の視点も加えることで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。 ボランティアセンターに加盟されている各種ボランティア団体の方々にも、ゲートキーパーの視点を含んだ研修を受講してもらうことで、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ります。 	福祉保健課 社会福祉協議会	1-2) 2-1) 2-2)
生活困窮者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の対象にはならないが、何らかの事情で生活困窮の状態にある者に対し、相談や働き口の紹介、地域権利擁護事業の活用などをすすめます。 生活保護の対象者については、申請後に保護費が支給されるまでの間、必要に応じて緊急小口から「つなぎ資金」の貸付を行います。 	福祉保健課 社会福祉協議会	
障がい者施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の自立の促進と生活改善、身体機能の維持向上を図ることを目的とし、各種相談とともにサービスについての補助や支給決定を行います。 	福祉保健課	4-1)
自立支援医療費(更生医療)支給事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が障がいの状態の軽減を図り自立した日常生活を送るため、または社会生活を営むため、必要な医療を受けた際に発生する医療費を、その世帯の所得状況に応じて公費で負担します。 	福祉保健課	
障がい児の長期休暇や放課後活動の保障	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児学童や、長期休暇中のサマースクール等は、子どもたちの放課後活動等を保障するとともに、保護者支援の役割も担っており、子どもたちが安心・安全に過ごせ、保護者も安心して預けることができるよう支援していきます。 	福祉保健課	4-2)
社会的事業所運営助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会的事業所は、自立生活が可能となる最低賃金を保障し、障がいのある人自身が生活の主体として豊かな生活を実現するため、また、障がいのある人とない人が対等な立場で一緒に働ける職場となっていることから、運営についての助成を行います。 事業に携わる職員と連携し、問題の早期発見・早期対応を図ります。 	福祉保健課	4-1)

成年後見制度利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症、知的障がいまたは精神障がい等により、判断能力が不十分となり、日常生活を営むことに支障がある者で、家族等が成年後見制度の手続きをできない場合、後見人開始の審判請求などの支援を行います。 	福祉保健課 長寿福祉課	
生活保護事務	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮の相談があった場合、困窮の程度に応じて必要な保護が行えるよう、県と連携して最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ります。 ・受給世帯の課題を的確に把握することで、就労支援等の適切な支援先につなげます。 	福祉保健課	
ホームレス実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等を巡回し、路上生活者の有無について定期的な把握に努めます。 ・路上生活者を発見した場合は、関係機関と連携し、適切な支援先につなげます。 	福祉保健課	
障害者総合支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談ケースに応じて、適切な相談支援先につなぐことができるよう、関係機関との連携強化を図ります。 ・障害者福祉事業に携わる職員等がゲートキーパー養成研修を受講することにより、相談等から自殺リスクをキャッチできる体制を整えます。 	福祉保健課	
障がい福祉計画、障がい者計画	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を行うことで、両事業のさらなる連携促進を図ります。 	福祉保健課	
暮らしの中の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談に至る方は、深刻な問題を抱えて問題が複合的になっていることも多く、自殺リスクが高い可能性もあることから、相談を依頼された住民を継続的な支援につなげ、相談後のフォロー体制を整えます。 	福祉保健課 社会福祉協議会	
早期療育(児童発達支援)事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の成長や発達に心配のある子どもが日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、子どもの状態や環境に応じて指導や訓練を行います。 ・子どもの養育者が、子どもを理解することを通じて子どもの発達を促し、地域の中で子どもとともに生活していくことを考え実践していけるよう取り組みます。 	福祉保健課	4-2)
母子保健相談事業 乳幼児健診事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から就学前までの間、母子健康手帳の発行や健診等を通じて各種相談に応じます。 ・保護者等の悩みをキャッチした時は、関係機関と連携し、適切な相談先につなげられる体制をつくります。 	福祉保健課	4-2)
育成医療・養育医療給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・受付で当事者や家族と接することは、問題の早期発見・早期対応への接点ともなりうることから、聞き取り等で悩みをキャッチした場合、適切な支援につなげられるよう関係機関との連携を図ります。 	福祉保健課	
後期高齢者保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時等に把握した場合は、必要に応じて適切な支援先につなぐことができるよう、関係機関との連携を強化します。 	福祉保健課	

<p>重層的支援体制の整備(包括的相談支援・多機関協働事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護、障がい、子育て、生活困窮など、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添える相談支援体制を構築します。 ・関係機関が目標や方向性を共有し、各分野の専門性を活かした役割を担うことで、複雑化・複合化した課題に対応していきます。 	<p>福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会</p>	<p>1-1)</p>
<p>重層的支援体制の整備(アウトリーチ等を通じた継続的支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱え必要な支援が届いていない人を把握し、必要な支援を届けるための体制を整備します。 ・各種会議や居場所等の活動を通じて、地域住民とのつながりを構築していく中で、ニーズを抱える相談者の把握に努めます。 ・本人と直接対面したり、継続的なかわりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行っていきます。 	<p>福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会</p>	<p>1-2)</p>
<p>重層的支援体制の整備(参加支援)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする本人が抱える課題を踏まえ、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成します。 ・プランの作成にあたっては、受入先のアセスメントを行った上で、本人のニーズに沿った支援メニューのマッチングを行います。 	<p>福祉保健課 長寿福祉課 子ども支援課 社会福祉協議会</p>	<p>1-2)</p>

4) 自殺未遂者への支援

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
東近江圏域自殺未遂者支援事業	・警察、消防、救急告知病院、精神科病院で関わった自殺未遂・企図者のうち、各機関において引き続き支援が必要と判断され、かつ相談窓口への連絡を本人、家族が同意したケースについては、相談窓口へ情報提供をされることから、関係機関から情報があり次第、医療機関、保健所等と連携し、適切な支援につなげます。	福祉保健課	
精神保健	・東近江圏域自殺未遂者支援事業外のケースについても、警察、消防、医療機関、精神科病院、支援機関、住民等から連絡・相談があれば、関連機関と連携し適切な支援につなげます。	福祉保健課	

5) 遺された人への支援

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
自死遺族への支援	・自死遺族に対して「自死遺族の会」等の情報周知を行います。また、必要と判断した場合には、相談に応じるとともに、関連機関と連携して適切な支援につなげます。	福祉保健課	
交通遺児への支援	・交通遺児に関する相談があった場合、警察と連携しておりづる会の支援を受けられるよう案内を行います。	交通環境政策課	

基本施策5 SOSの発信と気付きに関する取り組み

児童生徒のSOSの発信および気付きに関しては、困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けを求められる環境に配慮すること、また、キャッチしたSOSを必要に応じて関係機関につなぐことが必要となるため、学校を含めた専門分野の連携強化を推進していきます。

地域においては、血縁・地縁・社縁といった共同体機能が脆弱化する中、誰も孤独・孤立に陥ることがないように、人と人、人と地域がつながり支え合える取り組みを推進していきます。

1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の強化

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
学校における予防対策	<ul style="list-style-type: none"> 命を大事にする教育に取り組みます。 包括的生徒指導の社会性と情動の学習の中で、感情コントロールやメンタルヘルスを整える教育に取り組みます。 	学校教育課	
不登校対策	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーや、子育て・教育相談センター等の関係機関が連携することで、包括的な支援を実施し、児童・生徒やその保護者の自殺リスク軽減を図ります。 必要に応じて別室登校対応することで、本人に寄り添いながら徐々に登校できる環境を整えます。 訪問型家庭教育支援に取り組み、不登校や行き渋りにより悩みを抱える児童や保護者に対して、家庭訪問等を実施し、児童を支援することにより、児童および保護者の心理的安定とエネルギーの回復を図ります。 	学校教育課 生涯学習課 福祉保健課	
支援員等の配置	<p>【学習支援員の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則正しい生活習慣を身につけることや、学習態度への支援が必要な児童生徒に対して重点的に指導を行うため、小中学校に学習支援員を配置します。 <p>【小学校スクーリング・ケアサポーターの派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行き渋り対策（適応しにくい子への支援）としてスクーリング・ケアサポーターを派遣し、学級担任などと連携して児童や保護者に対してカウンセリング的に話を聞くことで、児童が少しでも多く学校に通えるよう支援し、児童が登校した場合には、その児童にあった学習支援を行います。 <p>【スクールカウンセラーの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が抱える悩みを解消する場を設定することで、SOSを出せる機会とします。 <p>【中学校 35 人学級対応加配教員の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校において、35 人学級対応とするため加配教員を配置します。 生徒の様子から早期に問題をキャッチし、適切な支援につながるよう努めます。 	学校教育課	4-2) 4-3)

子ども輝き人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の保育士・教職員が、年間2回の授業研究を実施し、6つの部会に分かれて課題別研究に取り組むことで、人権教育の推進を図ります。 ・いじめは児童・生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童・生徒の早期発見と対応に努め、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を推進します。 ・研修会などで、生きる支援に関するリーフレットや啓発カードを配布し、相談先の情報等を周知します。 ・地域への働きかけの場として実施している「子育て講演会」に、いのちを支える視点を取り入れた内容を盛り込むことで、自殺対策の推進を図ります。 	学校教育課 子ども支援課	3-1)
道徳教育(命の教育)	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳や保健の学習で、生まれてきたこと(親とのつながり)や、体の変化、心の発達等を学ぶことにより、児童生徒が命の大切さを考える機会とします。 	学校教育課	
いじめ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに対して、いじめ等に関するアンケートを実施することで早期発見、早期支援に努めます。 ・子どもの思いや悩みを聞く場として、教師と子ども1対1の対面相談(5分~10分程度)の場を設定します。 	学校教育課	4-3)
SNSトラブルの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAや生涯学習課等の関係機関と連携し、SNSトラブルに関する学習会を実施します。 ・外部講師を招き、SNSの危険性やいじめ等についての学習を深めます。 	学校教育課 生涯学習課	3-1)

2) 児童生徒からのSOSに対する受け皿の強化

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
校内の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会、教育相談部会、生徒指導部会等で情報共有することにより、担当が一人で抱え込むことなく、組織として対応できる体制を整えます。 	学校教育課	

3) 地域共生社会の推進

主な取り組み	内容	担当課・団体	複数掲載
地域共生社会の推進	<p>【人と人のつながりそのものがセーフティーネット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺や精神疾患に対する偏見、責任ある立場の者は強くなければいけないという思い込み、コミュニケーションが苦手など、様々な思いや事情から誰にも相談することができない人もいます。 ・地域共生は全ての施策に関連するものであり、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくものです。 ・相談支援や居場所、地域の事業やイベント等を通じて人と人がつながること、また、自殺の危険サインに気付いて声をかけ悩み等を傾聴するゲートキーパーの育成等、地域共生社会を推進することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指します。 	福祉保健課 (役場全課)	

第4章 重点施策に関する取り組み

第2章の現状分析の結果、日野町では「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」、「女性」、「子ども・若者」の5点を重点項目と位置づけることとしました。(12頁)

基本施策にあがっている取り組みは、全て大切なものですが、中でも重点項目に関する施策については、重点施策として取り組みを進めていきます。

1) 高齢者への支援

- ① 高齢者とその支援者（介護者等）に対し、支援先情報の周知を図ります。
- ② 支援者（介護者等）に対する「気づき」の力を高める取り組みを推進します。
- ③ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進します。
- ④ 支援者（介護者等）への支援を強化します。

【関連事業】

- ◆ 地域活動に関する支援（15頁）／居場所の支援（16頁）／高齢者の活動に関する支援（16頁）／高齢者の生活支援（16頁）／重層的支援体制の整備（17頁）／福祉サービス事業所との連携（18頁）／介護予防・健康増進（19頁）／認知症施策（19頁）／高齢者総合相談（19頁）／在宅医療介護連携（19頁）／高齢者の支援体制の充実（19頁）／高齢者虐待防止・権利擁護対策（19頁）／家庭内における介護者支援（23頁）／チョイソコひのの運行（28頁）／ふれあいいきいきサロン（30頁）／後期高齢者保健事業（37頁）

… 等

2) 生活困窮者への支援

- ① 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」を強化します。
- ② 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取り組みを推進します。
- ③ 多分野の関係機関が連携・協同する基盤を整備します。

【関連事業】

- ◆ 重層的支援体制の整備（17頁）／奨学資金の貸付（32頁）／就学援助事業（32頁）／納税相談（34頁）／福祉医療費助成事業（34頁）／消費生活相談（34頁）／水道料金等徴収業務（34頁）／公営住宅の管理（34頁）／学力向上の取り組み（35頁）／生活困窮者自立支援事業（36頁）／生活保護事務（37頁）／ホームレス実態調査（37頁）／暮らしの中の相談（37頁）

… 等

3) 勤務・経営に関わる支援

- ① 勤務・経営に対する相談体制を強化します。
- ② 勤務・経営の現状に関する啓発や相談先の周知を進めます。
- ③ 健全経営に資する取り組みを推進します。

【関連事業】

- ◆ 若者への就労支援 (26 頁) / 企業訪問 (26 頁) / 子育て女性の就労支援 (32 頁) / 消費生活相談 (34 頁) / 就労支援 (34 頁) / 農業担い手育成 (34 頁) / 暮らしの中の相談 (37 頁)

… 等

4) 女性に関わる支援

- ① 様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談体制を構築します。
- ② 配偶者からの暴力に対する相談体制の整備を進めます。
- ③ 子育て中の女性等が働きやすい環境となるよう支援します。

【関連事業】

- ◆ こども家庭センターの運営 (15 頁) / 遊びの広場 (31 頁) / 子育て女性の就労支援 (32 頁) / 母子保健相談事業・乳幼児健診事業 (33 頁)

… 等

5) 子ども・若者に関わる支援

- ① 学校、地域の支援者等が連携できる体制を整えます。
- ② 誰もが行きたくなる学校運営を推進します。
- ③ 不登校になった場合にも学習の機会が保証できる支援体制を整えます。
- ④ 長期休業の前後の時期における自殺予防を推進します。

【関連事業】

- ◆ こども家庭センターの運営 (15 頁) / 居場所の支援 (16 頁) / 子育て支援の推進 (18 頁) / 児童虐待防止対策 (18 頁) / 日野町フリースクール利用児童生徒支援補助金制度 (18 頁) / 地域生活支援ネットワーク会議 (20 頁) / SNSトラブルの防止 (24 頁) / 子ども輝き人権教育推進事業 (25 頁) / 青少年育成地域活動支援事業 (25 頁) / 若者への就労支援 (26 頁) / 青少年体験活動事業 (29 頁) / 支援員等の配置 (32 頁) / 障がい児の長期休暇や放課後活動の保障 (33 頁) / 学力向上の取り組み (35 頁) / 子育て・教育相談センター事業 (35 頁) / いじめ対策 (36 頁) / 不登校対策 (40 頁) / 道徳教育 (命の教育) (41 頁) / 校内の体制整備 (41 頁)

… 等

第5章 数値目標

【自殺者数・自殺死亡率】

国の自殺総合対策大綱での数値目標は、「先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率为平成27年と比べて30%以上減少（平成27年18.5⇒13.0以下）させることとする。」とされています。※旧大綱の数値目標を継続

日野町では、第1期計画の目標値を15人以下と設定していましたが、人数は減少したものの目標を達成するまでには至りませんでした。平成30年から令和4年までの5年間の自殺者数は24人、自殺死亡率は22.4となり、依然として全国の数値よりも高くなっていることから、第2期計画の対象となる令和5年から令和7年の3年間については、引き続き自殺死亡率为40%以上減少することとし、国と同等の自殺死亡率（13.0以下）を目標とします。

	第1期計画		第2期計画	
	自殺統計 (H25~H29)	目標値 (H30~R4)	自殺統計【実績】 (H30~R4)	目標値 (R5~R7)
自殺者数	26人	15人以下	24人	14人以下
自殺死亡率	23.4	13.0以下	22.4	13.0以下

【人材育成】

下表は、人材育成についての第1期計画期間中の実績と第2期計画の目標値となります。

第1期計画期間中、職員研修については計画通り実施できたのですが、出前講座のメニューとして地域に出向いていたゲートキーパー養成講座については、新型コロナウイルスの感染拡大によって人が集まる機会が減少し、令和2年度以降は実施することができませんでした。普及啓発については、中学校にリーフレットを配布する等、随時対応しています。

第2期計画においても、自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応がとれる人材を育成するため、職員研修やゲートキーパー養成講座を実施していきます。

	第1期計画					第2期計画		備考
	R1	R2	R3	R4	R5	期間	目標回数	
職員研修	実施	実施	実施	実施	実施	令和6年度 ～令和8年度	年間1回	全員研修、新規採用職員研修等で適宜対応
ゲートキーパー養成講座	2回	0回	0回	0回	0回	令和6年度 ～令和8年度	年間1回以上	各種施設職員、民生委員・児童委員等を対象に実施
地域の支援者への普及啓発	随時	随時	随時	随時	随時	令和6年度 ～令和8年度	随時	各種団体の会議や地域で普及啓発を行う

【日野町くらし安心ひとづくり総合戦略の数値目標】

下記の指標は、日野町が策定している総合戦略の中から本計画に関連する指標を抜粋したものです。他にも「子育て」「健康」「高齢」「障がい」等、町には様々な分野での計画があり、各分野で実施している施策を基に、本計画の基本施策1から基本施策5に関する取り組みを掲げていますが、各施策の指標については、それぞれの計画の中で進捗管理していくこととなります。

なお、本計画策定にあたっての各課ヒアリングにおいて、それぞれの分野で実施している施策がどのように自殺対策に関連しているのかということについて、重層的支援体制（地域共生）の視点を踏まえながら、町としての方向性を共有しています。

指標名	現状	R07 目標	主管課
子育てボランティア登録数	24人	25人	子ども支援課
子育てサポーター数	10人	10人	子ども支援課
カルチャー教室参加者数	161人	170人	生涯学習課
居場所利用人数（ひきこもり支援）	14人	7人	福祉保健課
特定健診受診率	39.30%	41.00%	福祉保健課
高齢者サロン開催団体数	13団体	24団体	長寿福祉課
介護予防ボランティア養成数（延べ）	339人	385人	長寿福祉課
刑法犯認知件数	81件	55件	交通環境政策課
消費相談件数	45件	45件	交通環境政策課
交通事故件数	22件	21件	交通環境政策課

第2期 日野町いのちと生活を守るネットワーク計画
～誰も自殺に追い込まれることのない日野町の実現を目指して～

令和 6 年 3 月発行
発行 : 日野町

〒529-1698

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

TEL 0748-52-6524

FAX 0748-52-6503

ホームページ <https://www.town.shiga-hino.lg.jp>

E-mail fukushi@town.shiga-hino.lg.jp